

杉並区男女共同参画行動計画

平成30年度～33年度（2018年度～2021年度）

わたしらしく あなたらしく
だれもが共に認め支えあい
いきいきと輝けるまち すぎなみ



杉並区男女共同参画都市宣言

人は歴史を創り 人は未来を創る

思いやりの心をもとに

男女が 性別を超え 世代を超え

互いに個性や能力を尊重し

さまざまな分野に参画し

心豊かな 明日の世代へ夢をつなげ

平等と平和の輪を広げるため

杉並区は

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成9年12月1日



はじめに

平成9年12月に杉並区が男女共同参画都市を宣言してから20年が経ちました。区では、この間、6度にわたる男女共同参画行動計画の改定を重ね、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に進めてまいりました。

国では、女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27年9月に制定され、同年12月には「働き方改革」を柱の一つとした「第4次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた環境整備が進められています。

東京都でも、「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定に当たり、平成29年3月に、女性の活躍推進の視点を追加・充実させ、「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。

こうした国や東京都の動きや社会情勢を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的かつ計画的に進め、杉並区総合計画の最終年度である平成33年度までの4年間の施策推進の基盤となるよう、「杉並区男女共同参画行動計画」を改定いたしました。

本計画は、すべての人が性別にかかわらず等しく認められ、かけがえのない存在として互いに尊重しあい、自分らしさを発揮して存分に活躍することができる社会づくりをめざし、「わたしらしくあなたらしく だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ」を基本理念として掲げ、性的少数者に対する理解促進、男性の働き方に対する意識改革などの今日的な課題を盛り込むとともに、計画の一部を女性活躍推進法に基づく「杉並区女性活躍推進計画」として新たに位置付けるなど、男女共同参画社会の実現に向けた仕組みづくりを、これまで以上に推進していくための総合計画として位置付けております。

今後は、この新たな行動計画に基づき、区政のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現を目指したさらなる取組を推進してまいります。

計画の推進にあたっては、行政だけでなく、区民、事業者、関係団体、関係機関が連携するとともに協働して取り組んでいくことが何よりも重要であり、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の改定にご尽力いただきました杉並区男女共同参画推進区民懇談会の委員の方々をはじめ、調査にご協力いただいた区民の皆様、貴重なご意見をお寄せくださいました区民の皆様に、心より感謝申し上げます。

目次

■ 第1章 計画改定にあたって

1	計画改定の趣旨	2
2	計画の基本理念	2
3	計画の性格と位置付け	3
4	計画期間	4
5	計画の推進	4
6	男女共同参画施策推進体制	5
7	国、都及び区の動き	6

■ 第2章 計画の基本的考え方

1	3つの目標と推進体制	10
	目標1 ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり	10
	目標2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり	11
	目標3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり	12
	計画のさらなる推進のために	13
2	計画の体系	14

■ 第3章 計画の内容

目標1	ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり	18
課題1	家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進	18
	取組① 安心して出産と子育てができる環境の整備	20
	取組② 要介護高齢者支援の充実	21
課題2	働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	22
	取組③ 働きやすい職場づくりの推進	24
課題3	就労、再就職、能力開発の推進	25
	取組④ 就労の支援と情報提供の推進	27
目標2	あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり	28
課題4	意思決定過程における男女共同参画の推進	28
	取組⑤ 事業所における女性登用の積極的推進	30
	取組⑥ 審議会委員等における男女共同参画の促進	30
課題5	防災分野における男女共同参画の推進	31
	取組⑦ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進	33
課題6	地域における男女共同参画の推進	34
	取組⑧ 地域活動への参画の促進	36
	取組⑨ 高齢者の社会参加の支援	36

課題7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり	37
取組⑩ 区民に対する啓発の推進	39
取組⑪ 男女平等推進センター事業の推進	39
取組⑫ 学校教育等における男女共同参画の推進	40
目標3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり	41
課題8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実	41
取組⑬ 暴力を許さない意識づくり	43
取組⑭ 相談体制の充実	43
取組⑮ 被害者支援と各種連携の強化	44
課題9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進	45
取組⑯ ひとり親家庭の自立支援の充実	47
取組⑰ 障害者支援の充実	47
取組⑱ 高齢者の地域生活支援の充実	48
取組⑲ 外国人支援の充実	49
課題10 生涯を通じた心とからだの健康支援	50
取組⑳ いきいきと暮らせる健康づくり	52
計画のさらなる推進のために	53
取組㉑ 区役所における男女共同参画推進体制の充実	55
取組㉒ さまざまな連携・協働による男女共同参画の推進	56
成果指標等の数値目標一覧	57
事業一覧	58

■ 第4章 資料

杉並区男女共同参画推進区民懇談会運営要綱	62
杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員名簿	63
策定経過	64
男女共同参画社会基本法	65
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律	68
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	74
男女共同参画に関する行政関係年表	79

第 1 章 計画改定に あたって

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の性格と位置付け
- 4 計画期間
- 5 計画の推進
- 6 男女共同参画施策推進体制
- 7 国、都及び区の動き

1 計画改定の趣旨

- 平成 24 年 3 月、杉並区は 10 年後の区が目指すべき将来像として「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を掲げ、区政運営の指針となる「杉並区基本構想（10 年ビジョン）」を策定しました。
- そして、その実現を図るため「杉並区総合計画（10 年プラン）」・「杉並区実行計画（3 年プログラム）」を定め、各施策・事業の推進に取り組んできました。
- 基本構想が掲げる将来像を実現するため、男女が対等な立場で互いを認め合い、女性も男性もすべての個人が「支えあい共につくる」自立した主体として、喜びも責任も分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。
- 一方、平成 28 年 10 月に区が実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果からは、固定的な性別役割分担意識や考え方には改善傾向が見られるものの、男性の長時間労働など仕事と生活を取り巻く社会状況、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実のギャップの解消、企業における女性活躍の取組の推進、安心して生活できる地域づくりなど解決すべき課題が浮き彫りになりました。
- 区においては、これまでの取組により男女共同参画に一定の成果は得られましたが、今なお、積極的に取り組むべき課題や社会状況の変化等により生じた新たな課題への対応が求められています。
- このたび、平成 29 年度で本計画の期間が満了となることから、各取組の進捗状況を踏まえ、さらに関係する新しい法制度や社会状況の変化に沿った施策を総合的・計画的に推進するため、「杉並区男女共同参画行動計画」（以下「行動計画」という。）を改定いたします。

2 計画の基本理念

「杉並区男女共同参画都市宣言」に込められた理念を集約・発展させ、すべての人が性別にかかわらず等しく認められ、かけがえのない存在として互いに尊重しあい、自分らしさを発揮して存分に活躍することができる社会づくりをめざして、次のとおり基本理念を定めます。

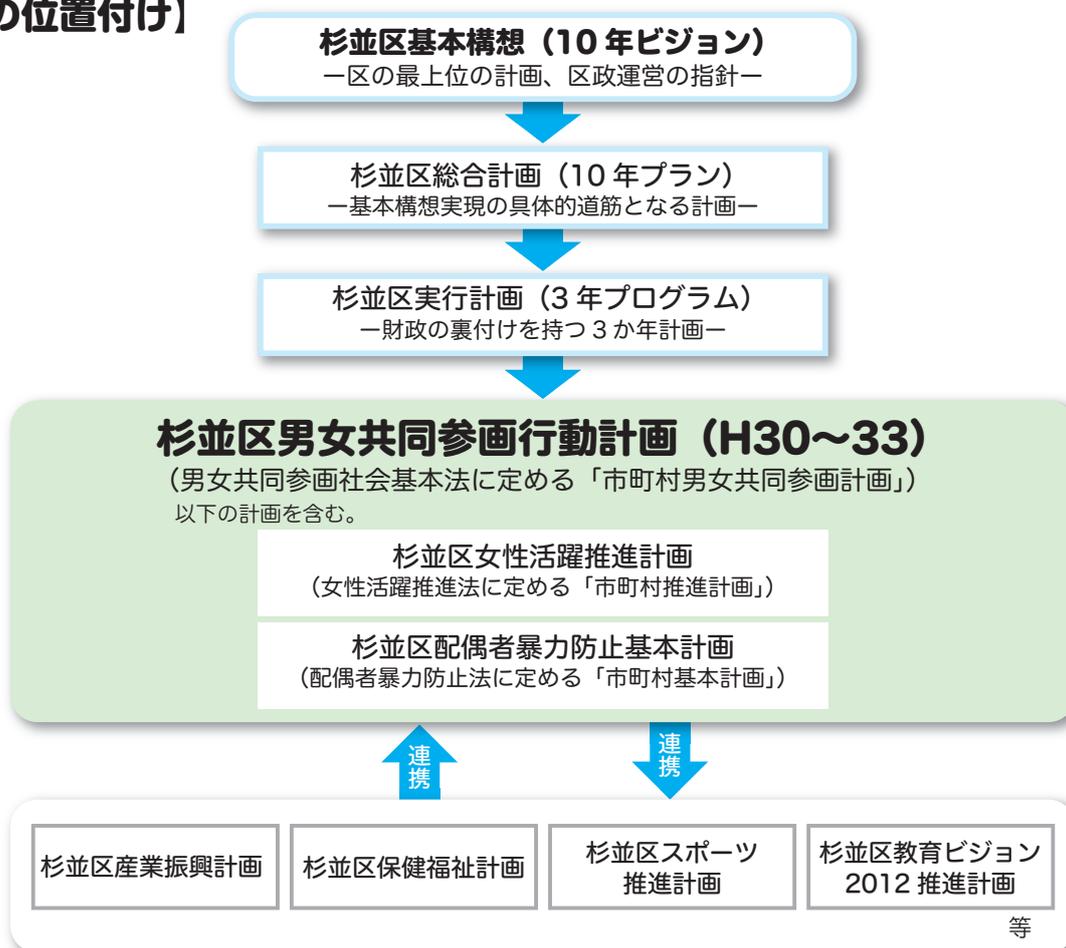
わたしらしく あなたらしく

だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ

3 計画の性格と位置付け

- (1) 本計画は、男女共同参画社会の実現をめざすため、区の基本的考え方や目標を示すとともに、関連する施策・事業を体系化したものです。
- (2) 基本構想に掲げる10年後の杉並区の将来像「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」に向けて、男女共同参画の視点からその実現をめざす計画であるとともに、杉並区総合計画を上位計画とする計画として位置付けます。あわせて、その他の区の各分野における計画との整合性を図り、改定した計画です。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
- (4) 本計画の目標1・2は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に定める「市町村推進計画」に該当するもので、「杉並区女性活躍推進計画」として位置付けます。
- (5) 本計画の目標3課題8は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」に該当するもので、「杉並区配偶者暴力防止基本計画」として位置付けます。

【計画の位置付け】



4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）から、総合計画の最終年度である平成 33 年度（2021 年度）までの 4 年間とします。なお、社会状況の変化や法改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。また、計画期間中に上位計画の改正等がなされた場合は、上位計画に基づき推進するものとします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
総合計画（10年）									
実行計画（3年プログラム）									
	男女共同参画行動計画 (H25～29)		男女共同参画行動計画 改定版 (H27～29)			男女共同参画行動計画 (H30～33)			

5 計画の推進

- 行動計画には、保健福祉、産業振興、教育等、幅広い分野の施策が盛り込まれているため、総合調整を行う推進体制が必要です。このため、区では区内推進組織である「男女共同参画推進会議」のもと、必要な調整を図りながら、男女共同参画に関する総合的な施策を推進していきます。
- また、成果指標等の数値目標を踏まえ、事務事業の進捗状況調査を毎年度実施し公表するとともに、その成果等を評価・検証するため、実態調査などを定期的に行い、今後の取組等の改善につなげていきます。
- なお、評価・検証にあたっては、学識経験者、公募区民、地域団体等代表で構成する「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」の意見を十分に踏まえて行います。

6 男女共同参画施策推進体制

杉並区男女共同参画都市宣言 (H9.12.1)



杉並区男女共同参画行動計画 (H30 ~ 33)

杉並区男女共同参画推進会議

区における男女共同参画に関する総合的な施策を推進することを目的として設置 (所掌事項)

- ・ 男女共同参画の推進に関すること
- ・ 男女共同参画関係施策の総合調整に関すること

(構成)

会長：副区長 (区民生活部担任)
副会長：副区長 (会長となる副区長を除く)、
教育長
部長級の区職員



杉並区男女共同参画推進会議幹事会

杉並区男女共同参画推進会議のもとに設置 (所掌事項)

推進会議から付議された事項に関すること (構成)

施策関連主管課長
主宰：区民生活部長



【事務局】 区民生活部男女共同参画担当



事業担当各課

杉並区立男女平等推進センター (杉並区立男女平等推進センター条例)



杉並区男女共同参画推進区民懇談会

- ・ 区民意識啓発に関すること
 - ・ 区行動計画の推進に関すること
 - ・ 男女共同参画都市宣言に関すること
- (構成)

学識経験者、地域団体等推薦者、
一般公募等



7 国、都及び区の動き

(1) 国の動き

- 平成 11 年 6 月に基本法が制定され、男女共同参画社会に向けた基本理念が明確になるとともに、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、21 世紀の最重要課題として位置付けられました。
- 基本法に基づき、平成 12 年度には「第 1 次男女共同参画基本計画」が策定され、各施策の基本的方向性や内容が示されました。
- 平成 17 年の「第 2 次計画」、平成 22 年の「第 3 次計画」改定を経て、平成 27 年 12 月には、現行計画である「第 4 次計画」が策定されました。長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、女性のライフスタイルや世帯構成の変化など様々な課題が存在しており、それらを解決していくため実効性のある取組が求められます。
- また、平成 13 年 4 月には配偶者暴力防止法が制定され、配偶者の暴力や被害者保護に係る国や地方自治体の責務が明記されました。その後、平成 19 年の改正配偶者暴力防止法で、DV 被害者の保護命令制度を拡充するとともに、区市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされました。平成 25 年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。
- 平成 28 年 4 月には「女性活躍推進法」が施行され、労働者 301 人以上の大企業について、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられました。

第 4 次男女共同参画基本計画における目指すべき社会

①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会

②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会

④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点

①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しを欠かさないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実

②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進

③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備

④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点から、防災・復興対策・ノウハウを施策に活用

⑤女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化

⑥国際的な規模・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上

⑦地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

(2) 都の動き

- 都では、平成12年に、すべての都民が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現をめざして、東京都男女平等参画基本条例を制定し、平成14年には「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定しました。
- 東京が今後も活力ある都市として発展をするためには、なお一層の男女平等参画施策を推進する必要があるとし、平成24年3月に同行動計画を改定しました。
- また、平成18年3月には、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、改定を重ね、暴力のない社会の実現に向けた取組を推進しているところです。
- 平成29年3月には、「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画の改定にあたり、「男女平等参画のための東京都行動計画」については、女性の活躍推進の視点を追加・充実させ、女性活躍推進法にもとづく「東京都女性活躍推進計画」として一体的に策定し、「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を合わせて「東京都男女平等参画推進総合計画」として策定しました。

(3) 区の動き

- 「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」については、平成7年度にはじめて策定され、この間、6度にわたる改定を経て、現行動計画（平成27年度改定）に至っています。
- この間、平成9年度には「杉並区男女共同参画都市宣言」を行い、区の姿勢を明確にするとともに、区立男女平等推進センターの開設、区や関係団体による啓発講座や学習会の開催、相談員による相談事業の実施など、男女共同参画社会の実現に向けて幅広い活動を続けてきました。
- 平成20年度に改定された行動計画については、計画期間を平成21年度から22年度の2か年、基本目標を「理解・信頼・支えあいの共同参画社会をつくる」とし、基本目標のもとに3つの具体的な目標を掲げて計画の推進に取り組んできました。
- 平成25年度の改定にあたっては、これまでの男女共同参画の取組を踏まえるとともに、基本構想の策定を機に施策をなお一層推進していくため、名称も「杉並区男女共同参画行動計画 ～理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして～」と改めました。また、平成27年度の改定では、新たに配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行うなど配偶者等からの暴力防止と被害者支援の取組を行い、性的少数者への理解促進に向けた取組を事業として計画化しました。

第2章 計画の基本的 考え方

- 1 3つの目標と推進体制
- 2 計画の体系

1

3つの目標と推進体制

目標1 ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり

目標設定の背景と取組

- 男女共同参画社会の実現には、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる環境づくりが不可欠です。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、個人が生活の状況や希望に応じたそれぞれの意思により、仕事と仕事以外の活動（子育て、介護、余暇、地域活動等）との調和を図ることですが、実態調査では、ワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実に大きなギャップがあり、その傾向は前回調査よりも大きくなっていることが示されたことから、今後は、働きながら安心して子育て、介護等ができる地域社会づくりに重点的に取り組みます。
- また、男性の長時間労働問題やいまだに家事・育児の多くを女性が担っているという現状を踏まえ、男女が共に「働き方」を見直し、仕事も生活も充実できる働きやすい職場環境の整備を推進するため、区内事業所に対し積極的な働きかけを行います。
- 女性の社会参画が進む現在でも、結婚、出産、育児等を理由に仕事を辞める女性は少なくありません。また、若年層を中心に、非正規雇用の労働者が増加しています。様々な事情により離職した人の再就職支援や不安定な就労環境に置かれている若年層の就業支援等をさらに進めていきます。

成果指標 目標1

仕事と生活の調和が図られていると感じる人の割合
(区民意向調査)

66.8% (H28) ⇒ 80.0% (最終年度)

目標 2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり

目標設定の背景と取組

- 女性も男性も、社会の一員としてあらゆる分野で個性と能力を発揮していくことが重要であり、そのためには性別に関係なく誰もが社会参画できるような意識改革が必要です。
- 意思決定過程における男女共同参画を進めるため、働く場で女性の力が十分発揮できるよう区役所や区内事業所における女性登用を促進します。
- 過去の災害での教訓を踏まえ、災害備蓄品や震災救援所の運営などの防災分野においても、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上に取り組みます。
- また、都市化によりさらに近隣関係が希薄化している中、安心して暮らせる地域づくりは重要な課題です。各年代における男女が共に地域社会で活躍できる機会を提供するとともに、区民やNPO、地域団体等と連携を図り、地域のネットワークづくりをさらに進めていきます。
- 実態調査では、男女共同参画に関する認知度や意識は高まっているものの、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を肯定する割合が30%と根強く残っています。性別に関係なく男女が社会の対等な立場として尊重され、その個性と能力が存分に発揮できる地域社会の実現のため、あらゆる場面において男女共同参画意識の醸成に向けたより効果的な啓発活動を行います。

成果指標 目標 2

社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合
(男女共同参画に関する意識と生活実態調査)

11.1% (H28) ⇒ 30.0% (最終年度)

目標 3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり

目標設定の背景と取組

- ひとり親家庭、介護が必要な高齢者、配偶者等からの暴力など困難な状況に置かれている男女が増加している中、誰もが安心して暮らすために地域社会が果たす役割は大きいと言えます。
- 暴力は、決して許されるものではない重大な人権侵害です。特に配偶者等からの暴力は、家庭内で起こるため周囲も気付かないことが多いのが現実です。潜在化するDV（配偶者等からの暴力）被害者支援のため、相談体制を充実させるとともに、被害者が一日も早く自立できるよう配偶者暴力相談支援センター機能の強化を行います。
- さらに、心身の健康面では、生涯において女性も男性も異なる様々な健康上の問題に直面します。男女がお互いの心身の性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持ち、生涯にわたって健康に暮らすことのできる地域社会を実現するため、年代や生活環境に応じた健診や健康づくりの取組を推進します。
- ひとり親家庭、障害者や高齢者への支援の充実を図り、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを進めます。また、近年、外国人居住者が増加する中、地域を構成する一員として捉え、相互理解の促進に向けた取組を行います。

成果指標 目標 3

いきがいを感じている人の割合
(区民意向調査)

79.5% (H28) ⇒ 85.0% (最終年度)

計画のさらなる推進のために

- 行動計画を推進し、男女共同参画社会を実現するためには、まず区内最大の事業者である杉並区が他の事業所のモデルとなるよう、働き方の見直しや様々な制度の整備など課題の解決に積極的に取り組む姿勢を示す必要があります。
- 平成 28 年 4 月に策定した「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」（特定事業主行動計画）を着実に推進し、すべての職員がいきいきと活躍できる職場環境を整備するとともに、職員の男女共同参画意識の醸成を図るため、あらゆる機会を捉えて人材育成に努めます。
- また、男女共同参画社会の実現のための取組を推進することは、地域社会において生じる様々な課題を解決し、男女が性別を超え、世代を超え、互いに個性や能力を尊重し、心豊かに生きることを可能にします。さらに、関係機関等との連携・協働を深めることによりそれぞれの組織が活性化し、活力ある地域社会への大きな原動力となります。区政の担い手である職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち、区民、他自治体、地域団体等との連携を強化し、区全体の取組として推進していきます。

2 計画の体系

基本理念

わたしらしくあなたらしく
だれもが共に認め支えあいつきいきと輝けるまち
すぎなみ

目 標

目標1 杉並区女性活躍推進計画 P18

ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり
～わたしらしく、仕事もくらしも楽しむことができるまち

目標2 杉並区女性活躍推進計画 P28

あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり
～わたしらしく、ともに活躍できるまち

目標3 P41

すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり
～わたしらしく、安心して過ごせるまち

計画のさらなる推進のために
～わたしとあなたで、ともに参画をすすめるまち P53

◆重点取組◆

計画期間の4年間に、目標達成に向けてさらに積極的に推進する6取組を重点取組として設定し、重点を付けました。

課題

取組

1 家庭生活における
ワーク・ライフ・バランスの推進 P18

①安心して出産と子育てができる環境の整備 重点
②要介護高齢者支援の充実

2 働く場における
ワーク・ライフ・バランスの推進 P22

③働きやすい職場づくりの推進 重点

3 就労、再就職、能力開発の推進 P25

④就労の支援と情報提供の推進

4 意思決定過程における
男女共同参画の推進 P28

⑤事業所における女性登用の積極的推進 重点
⑥審議会等委員における男女共同参画の推進

5 防災分野における
男女共同参画の推進 P31

⑦男女共同参画に配慮した防災対策の推進

6 地域における
男女共同参画の推進 P34

⑧地域活動への参画の促進
⑨高齢者の社会参加の支援

7 男女共同参画と
人権尊重の意識づくり P37

⑩区民に対する啓発の推進
⑪男女平等推進センター事業の推進 重点
⑫学校教育等における男女共同参画の推進

杉並区配偶者暴力防止基本計画

8 配偶者等暴力の防止と
被害者支援の充実 P41

⑬暴力を許さない意識づくり
⑭相談体制の充実
⑮被害者支援と各種連携の強化 重点

9 さまざまな人たちの暮らしの
安心に向けた支援の推進 P45

⑯ひとり親家庭の自立支援の充実
⑰障害者支援の充実
⑱高齢者の地域生活支援の充実
⑲外国人支援の充実

10 生涯を通じた
心とからだの健康支援 P50

⑳いきいきと暮らせる健康づくり

㉑区役所における男女共同参画
推進体制の充実 重点

㉒さまざまな連携・協働による
男女共同参画の推進

第3章 計画の内容

目標1

ワーク・ライフ・バランス推進と
実現の仕組みづくり

目標2

あらゆる分野で一人ひとりが活躍
できる社会づくり

目標3

すべての人が尊重され、安心して
生活できる地域づくり

計画のさらなる推進のために

成果指標等の数値目標一覧

事業一覧

目標1 杉並区女性活躍推進計画

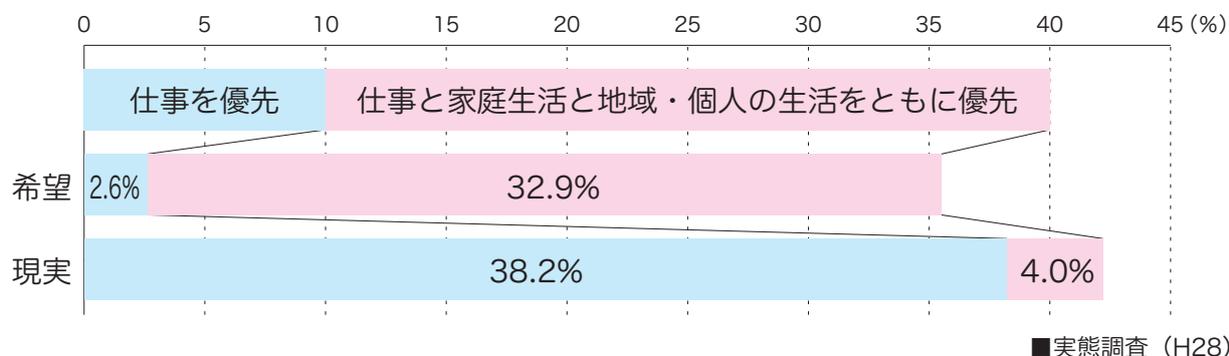
ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり ～わたしらしく、仕事もくらしも楽しむことができるまち

課題1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

◆現状と課題解決の方向性◆

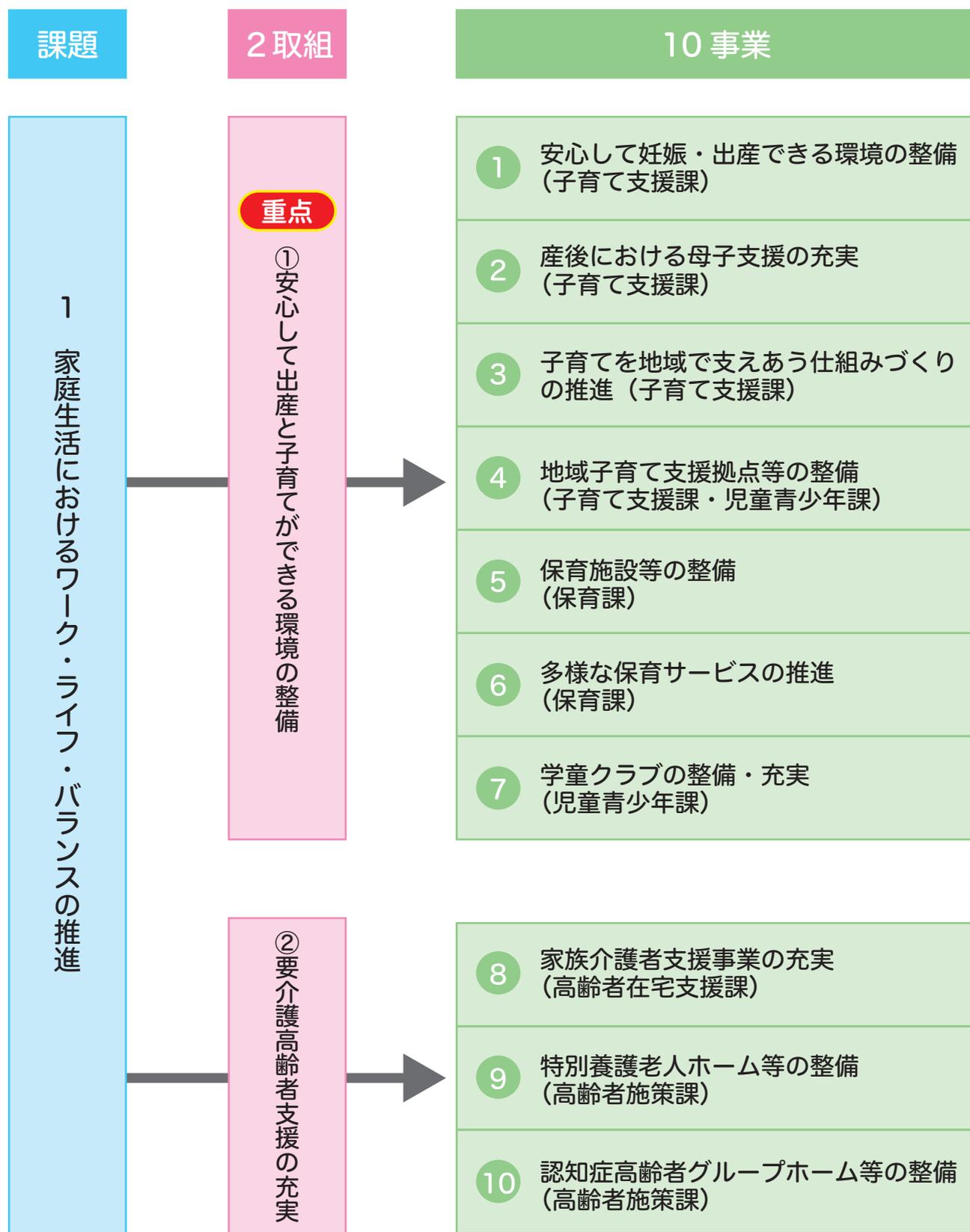
- すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現するためには、男女が平等となる就労条件や仕事と家庭が両立できる環境づくりが必要です。
- 特に、女性が活躍できる環境の整備や活躍の場を増やすための取組が重要であり、その前提条件であるワーク・ライフ・バランスを一層充実していかなければならず、長時間労働の削減や性別による固定的役割分担意識の改善、多様な働き方の導入を区内事業所に普及するなどの積極的な働きかけが求められています。
- ワーク・ライフ・バランスの希望と現実に大きな差が生じている状況において、仕事と生活の調和を図ることができる社会の推進を加速するためには、まず、男性が仕事中心のライフスタイルを見直すとともに、希望する人が家庭生活や個人の生活を充実させることができる環境づくりが重要です。また、女性の社会参画を進めていくためには、出産、育児、介護など、それぞれのライフステージに応じて安心して就労を継続できるような仕事と家庭の両立に向けた支援や相談体制の充実などが必要です。
- これまで杉並区では、多様なニーズに対応した就学前における教育・保育の充実など、様々な施策に取り組んできました。また、介護分野においても、介護保険サービスの充実をはじめ、住み慣れた地域で暮らし続けられるような仕組みづくりを進めています。今後は、これらの取組を一層充実させるとともに、男女が共に協力して家事、育児及び介護等を担うことができるよう支援していきます。

ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



指 標	現状値	最終年度目標値
ワーク・ライフ・バランスの希望と現実のギャップ ※「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したいと希望している人と現実に優先できている人の差（実態調査）	28.9% (平成 28 年度)	15.0%

【目標1・課題1 体系図】



核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進む中、出産や子育てにあたり悩みを抱えながら孤立している親も少なくありません。父親・母親の子育てに対する負担感を軽減し、妊娠期から出産・子育て期まで、男女がともに仕事と家庭を両立させながら、安心して出産と子育てができる環境の整備を推進していきます。

事業番号	事業名	内容	担当課
1	安心して妊娠・出産できる環境の整備	<p>○ゆりかご面接</p> <p>全妊婦を対象に、保健師等の専門職が面接を行い、心身の状況や家庭の状況等にあった区のサービス等を盛り込んだ支援プランを作成し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援やフォローを行います。</p> <p>○出産育児準備教室</p> <p>妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う母親学級に加え、父親の家事・育児を促進し、両親で協力して育児をする動機づけを図るためパパママ学級の事業を行います。</p>	子育て支援課
2	産後における母子支援の充実	<p>○産後ケア事業</p> <p>ゆりかご面接等で把握した、心身の不調や育児不安などにより継続的な支援が必要な妊婦及び生後6か月未満の子とその母を対象に、ショートステイやデイケア、母子訪問支援を行います。</p> <p>○訪問育児サポーター事業</p> <p>0歳児の子どもの子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり、区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行います。</p>	子育て支援課
3	子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進	<p>○子ども・子育てメッセの開催</p> <p>乳幼児親子や、地域の子育て支援団体、企業などが集い、知合い、つながり合うきっかけとなるよう、「すぎなみ子ども・子育てメッセ」を開催します。</p> <p>○ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>短時間の子どもの預かりや送迎について、援助を提供する協会員と援助を希望する利用会員との相互援助事業を行います。</p> <p>○子育て応援券事業</p> <p>ゆりかご面接を受けた妊婦、就学前のお子さんのいる保護者に「杉並子育て応援券」を交付し、産前産後の支援、子どもを預けるサービスなどの有料の子育て支援サービスを利用しやすくすることにより、子育ての不安感・負担感の解消を図ります。</p>	子育て支援課
4	地域子育て支援拠点等の整備	<p>○子どもセンター</p> <p>保健センター内に整備した「子どもセンター」において、身近な地域での子育て支援サービスの利用相談や情報提供等を行います。</p> <p>○子ども・子育てプラザ</p> <p>乳幼児親子を主たる利用対象として、子育て支援に係るサービス・事業を総合的・一体的に行う「子ども・子育てプラザ」を整備します。</p>	子育て支援課 児童青少年課
5	保育施設等の整備	<p>増加する保育需要に対応し、区民ニーズの高い認可保育所※を核として、施設整備に取り組むことで、男女共同参画のための環境整備を進めます。</p>	保育課

事業番号	事業名	内容	担当課
6	多様な保育サービスの推進	○障害児保育の拡充 増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、障害児指定園について、現在の区立保育園8園に加え、障害児指定園のない地域に、今後、新たに区立保育園を指定します。	保育課
		○延長保育の実施 保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、延長保育を実施します。 一方、保護者の勤務先にもワーク・ライフ・バランス等、適切な労働環境についての配慮を促すため、保護者の勤務先に対し就労時間の延長が必要な理由書の作成を求めます。	
		○病児保育の拡充 病気やけがなどにより、集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行う、病児保育の拡充を図ります。	
7	学童クラブの整備・充実	小学校内での実施を基本とし、学校改築に合わせた整備等を実施するとともに、当面の学童クラブの需要増に対応するため、児童館施設の改修等により、学童クラブの受入数を拡大します。また、保護者が安心して働きながら子育てできるように、学童クラブの終了時間及び夏季等の学校休業期間中の開始時間の延長を進めます。	児童青少年課

※認可保育所…児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所

取組② 要介護高齢者支援の充実（3事業）

介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難となった高齢者のための施設整備を進めるとともに、介護の負担を軽減し、仕事と介護の両立を可能とする支援を充実させます。

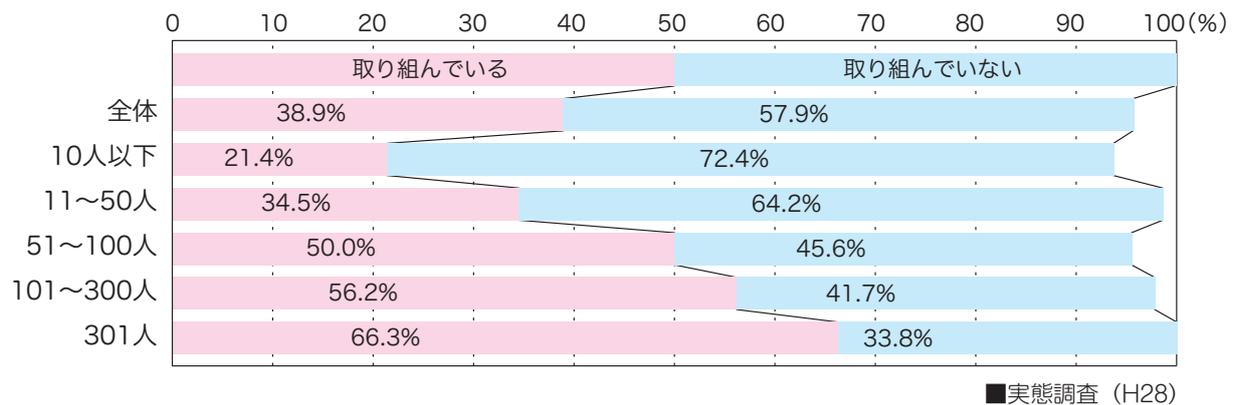
事業番号	事業名	内容	担当課
8	家族介護者支援事業の充実	家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、家族介護教室、介護用品の支給、徘徊高齢者探索システムなど区独自の支援を行います。	高齢者在宅支援課
9	特別養護老人ホーム等の整備	介護が必要な高齢者が、必要に応じて特別養護老人ホームに入所し、適切な介護が受けられるように、区有地等の活用や整備費の補助を行い特別養護老人ホームの整備を促進します。	高齢者施策課
10	認知症高齢者グループホーム等の整備	認知症高齢者が少人数で共同生活を送り、家庭的な環境のもとで、介護や日常生活の世話などが受けられるように、民間事業者や土地所有者等に整備費の補助を行い認知症高齢者グループホームの整備を促進します。	高齢者施策課

課題2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

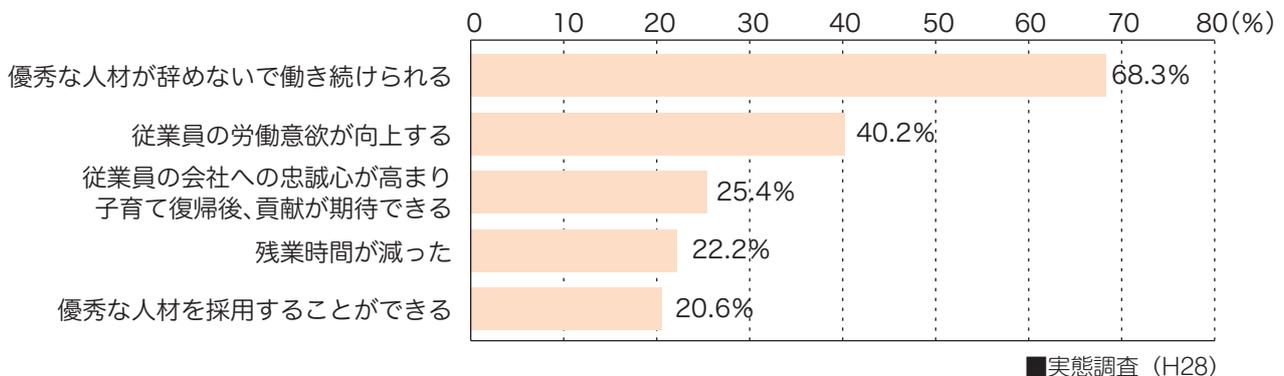
◆現状と課題解決の方向性◆

- 杉並区内には約2万の事業所がありますが、従業員数10人未満の事業所が約80%を占めるなど、中小の事業所が非常に多い現状があります。
- 実態調査からは、従業員数が少ない事業所ほどワーク・ライフ・バランスの認識度と取組状況が低調であることが示されています。しかし、取組の効果としては優秀な人材の確保につながると考えている割合が高く、特に恒常的な人材不足が課題となっている中小の事業所にとっては、ワーク・ライフ・バランスの取組事例等の情報提供や啓発は効果的であると考えられます。
- 女性が働きやすい職場環境を整備することは、誰もがいきいきと働くことができる職場づくりにつながります。
- 今後は、区内事業所に対し、国や都が実施している両立支援制度等の情報提供を積極的に行うとともに、あらゆる機会を捉えてワーク・ライフ・バランスに関する意識改革に向けた取組を進めることが重要です。

区内事業所のワーク・ライフ・バランスに対する取組状況（従業員数別）

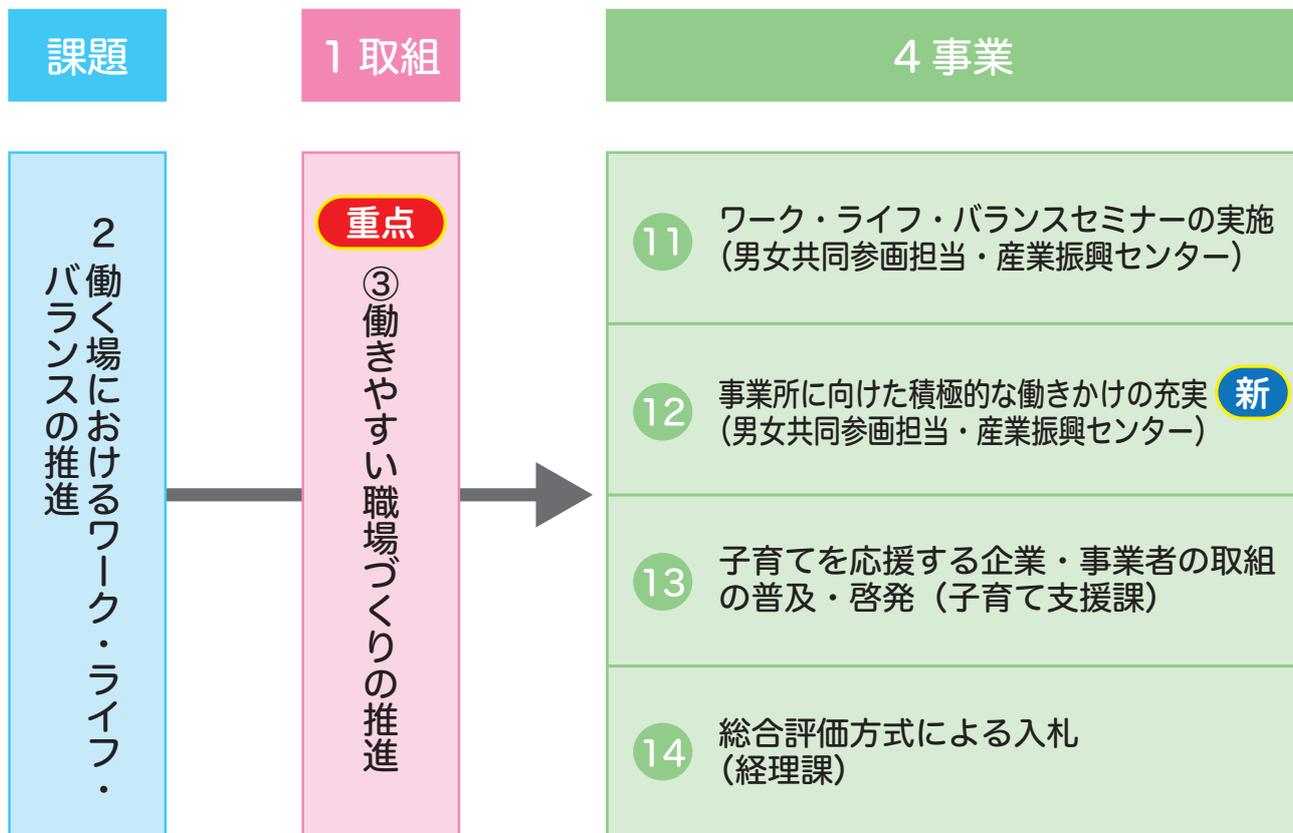


区内事業所のワーク・ライフ・バランスに対する取組効果



指 標	現状値	最終年度目標値
区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況 (実態調査)	38.9% (平成28年度)	50.0%

【目標1・課題2 体系図】



※ **新** は新規事業及び今回新たに計画に掲載した事業です

取組③ 働きやすい職場づくりの推進（4事業） 重点

事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促すとともに、そのメリットや先進的な取組事例の情報提供など積極的な働きかけを行います。また、女性活躍推進法の周知ならびに同法に定める一般事業主行動計画の策定に向けて、より実効性のある支援策を検討し、実施していきます。

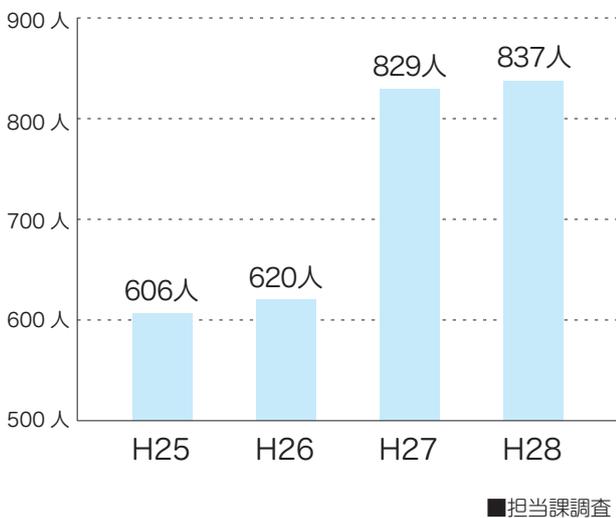
事業番号	事業名	内容	担当課
11	ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	中小企業の事業主、労務担当者等を対象に、仕事と生活の調和に関する意識啓発を主眼とした講演会等を実施することにより、事業所側の認識を高め、区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目指します。	男女共同参画担当 産業振興センター
12	事業所に向けた積極的な働きかけの充実 新	男性の働き方に対する意識改革を目指し、区内事業所や労働者に向けて、多様な働き方や長時間労働の見直しに関する情報提供を行います。また、育児・介護休業の取得が推進されるよう、国・都が実施する様々な両立支援制度の積極的な活用を促進します。	男女共同参画担当 産業振興センター
13	子育てを応援する企業・事業者の取組の普及・啓発	従業員の仕事と子育ての両立を支援する先進的な取組や、子育て支援に関する積極的な地域貢献がより多くの企業・事業者に広がるよう啓発活動を実施します。	子育て支援課
14	総合評価方式による入札	区が発注する一定規模の建設工事を対象に、区の子育て優良事業者表彰を受けている場合や次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に、総合評価の加点対象とする入札方式を適用します。	経理課

課題3 就労、再就職、能力開発の推進

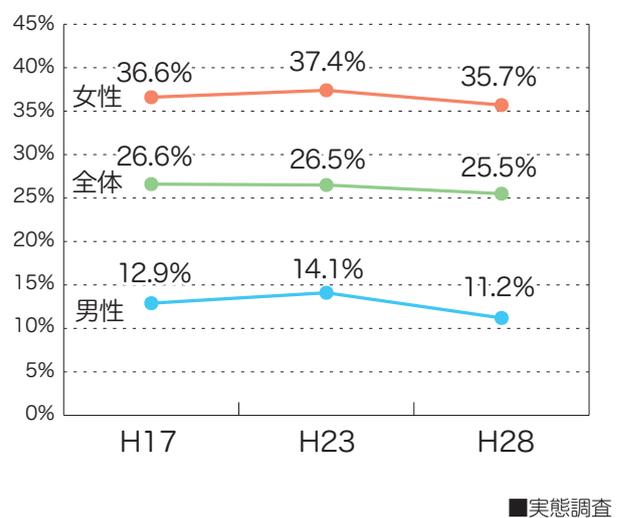
◆現状と課題解決の方向性◆

- 出産・育児等で退職した女性の多くは就労を希望していますが、再就職しても非正規雇用になる傾向があり、正規雇用に向けた支援や創業に対する支援など、様々な状況に応じたサービスの充実が求められています。
- 就労支援センターでは、就労意欲がありながら雇用機会に恵まれない若者等に対し、一人ひとりの状況に応じた伴走型の就労支援を行うとともに、ハローワークと一体的な就労支援に取り組みます。また、就労阻害要因を持ち、直ちに一般就労をすることが困難な若者等に対し、就労準備訓練を行います。
- 生活に困窮している区民に対しては、生活自立支援窓口「くらしのサポートステーション」において、就労相談を含めた生活上の様々な不安や課題の相談を行い、生活の自立を支援します。

就労支援センター利用者の就職決定者数



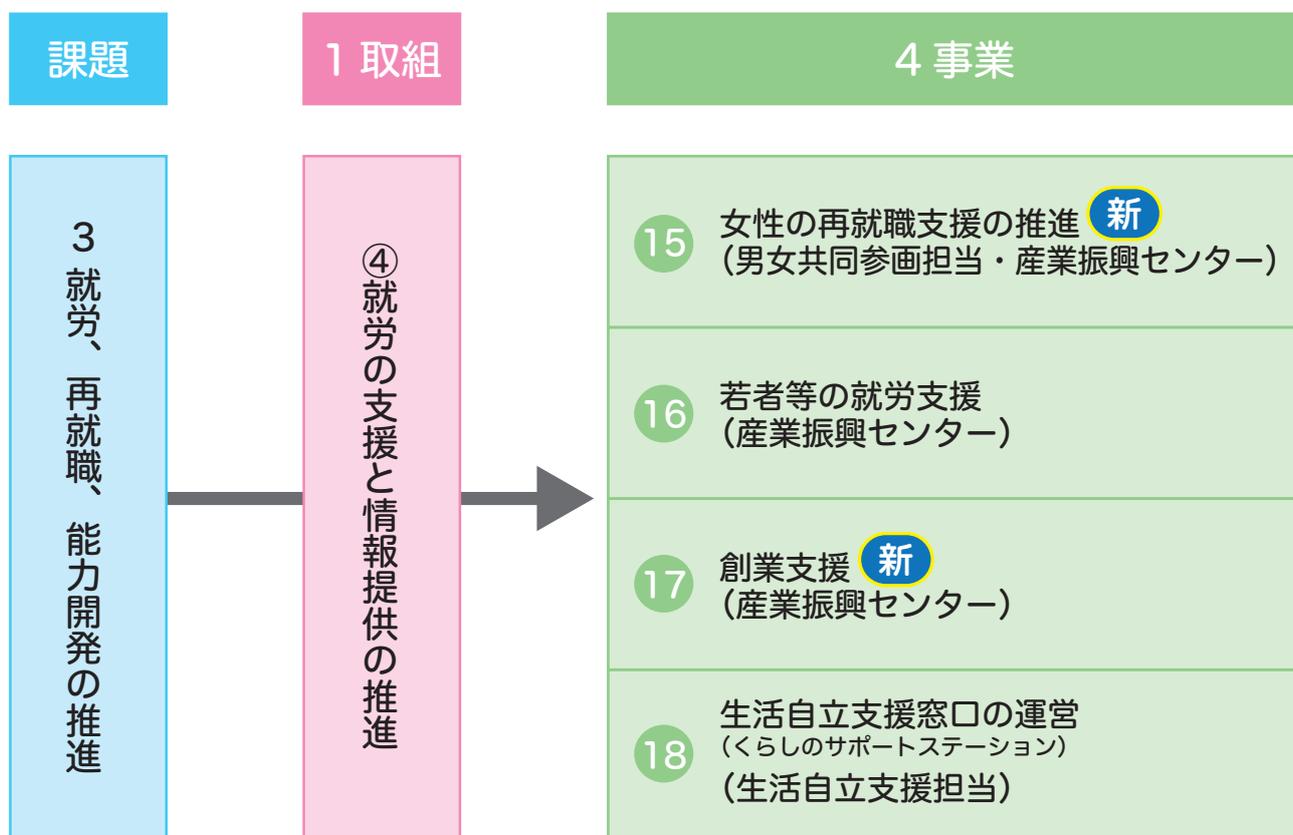
非正規雇用の割合



指標	現状値	最終年度目標値※
就労支援センターの利用により就職が決定した人数 (担当課調査)	837人 (平成28年度)	850人以上

※最終年度の目標値は、現状値を踏まえ、「杉並区総合計画」に示した目標値を上方修正しています。

【目標1・課題3 体系図】



※ **新** は新規事業及び今回新たに計画に掲載した事業です

取組④

就労の支援と情報提供の推進（4事業）

女性の社会進出が進む中、働き続けるための環境は改善されていますが、結婚、出産、育児等で仕事を断念する女性は少なくありません。また、若年層を中心に非正規の労働者が増えている状況を踏まえ、女性、若者等に対する就労支援を推進していきます。

事業番号	事業名	内容	担当課
15	女性の再就職支援の推進 新	子育てや介護で仕事を中断した女性など、就労を希望する女性を対象として、公益財団法人東京しごと財団と共催で女性再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援します。	男女共同参画担当 産業振興センター
16	若者等の就労支援	<p>○就労支援センターの運営</p> <p>一人ひとりの状況に応じた伴走型の就労支援を行うとともに、ハローワークと一体的な就労支援に取り組みます。また、就労阻害要因を持ち、直ちに一般就労することが困難な若者等に対し、就労準備訓練を実施します。</p> <p>○就職相談・面接会</p> <p>隣接自治体と連携して、人手不足が深刻化している保育士・介護職を対象とした面接会や若者を対象とした面接会、また事業所見学会を兼ねたツアー型面接会を実施します。</p>	産業振興センター
17	創業支援 新	女性・若者等をはじめとする創業を希望する人を対象に、各種手続きや資金計画の立て方を学ぶセミナーを実施します。また、起業・創業した人たちの経験から学ぶワークショップなどを実施し、創業後の順調な発展につながる支援を充実させます。	産業振興センター
18	生活自立支援窓口の運営 (くらしのサポートステーション)	経済的問題をはじめとする生活上の様々な不安や課題について専門の相談員が相談を受け、複雑な課題を整理し、他の支援機関と連携して相談者に寄り添った伴走型の支援を行います。	生活自立支援担当

目標 2 杉並区女性活躍推進計画

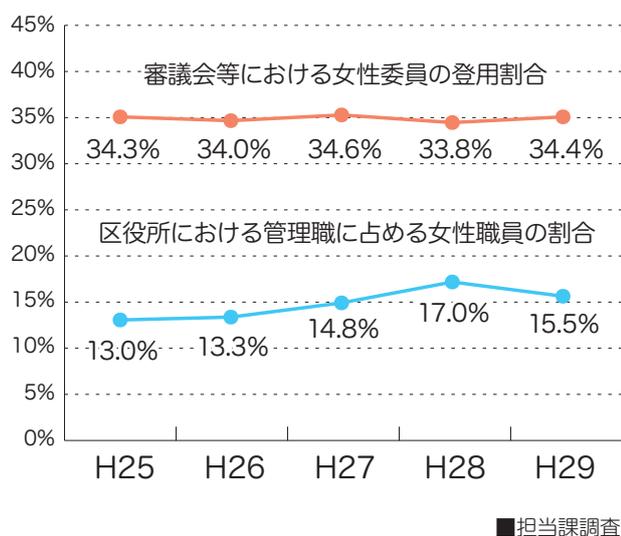
あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり ～わたしらしく、ともに活躍できるまち

課題 4 意思決定過程における男女共同参画の推進

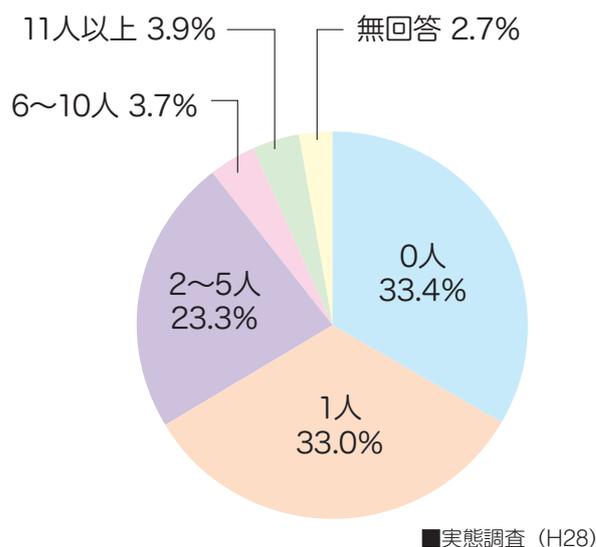
◆現状と課題解決の方向性◆

- 女性活躍推進に関する社会の意識は高まり、国・都においても様々な取組を進めているところですが、女性の社会参画を阻害する要因の検証など、対応すべき課題があるのが現状です。
- 政策・方針等の意思決定過程における男女共同参画を進めていくためには、区民一人ひとりが、あらゆる分野の政策・方針決定の場に参画できる環境づくりを進めることが重要です。区の政策や方針決定の場に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、審議会等における男女のバランスに引き続き配慮をするとともに、区の審議会等への女性委員の参画状況を毎年度調査し、積極的な女性の登用を推進します。
- また、区の女性職員を対象としたキャリア形成支援等に取り組むことで、その個性と能力の発揮を推進し、区政における意思決定過程について、さらなる女性の参画を図ります。
- 一方で、実態調査の結果によると、区内事業所における女性活躍状況については、小規模の事業所が多いこともあり、女性管理職が一人もいないという回答が30%を超えています。女性の活躍が一層推進されるよう、地域の実情にあった取組を働きかけていきます。

意思決定過程における女性の参画状況

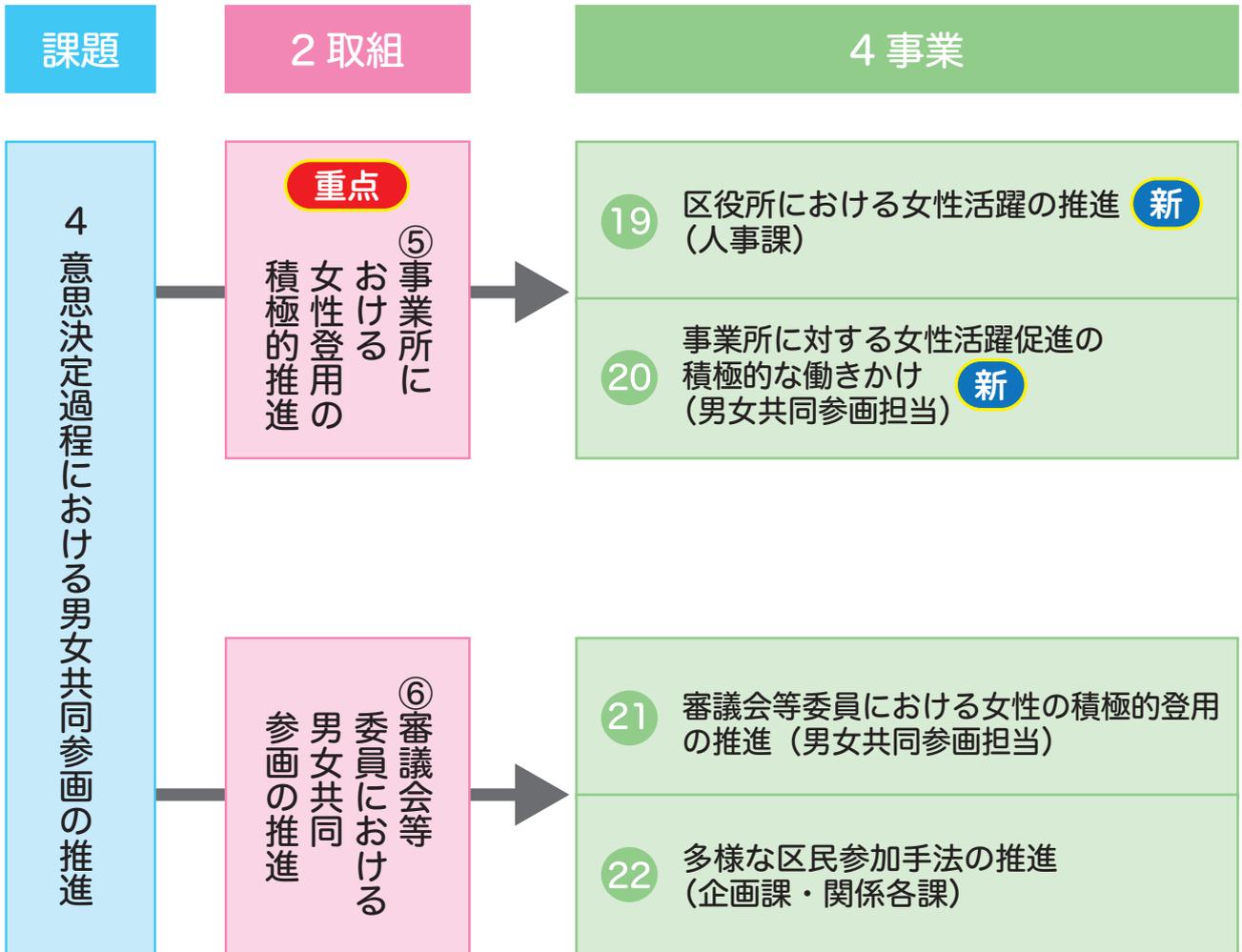


区内事業所における女性管理職数



指 標	現状値	最終年度目標値
審議会等における女性委員の登用割合 (担当課調査)	34.4% (平成 29 年度)	40.0%
区役所における管理職に占める女性職員の割合 (担当課調査)	15.5% (平成 29 年度)	20.0%以上

【目標2・課題4 体系図】



※ **新** は新規事業及び今回新たに計画に掲載した事業です

取組⑤ 事業所における女性登用の積極的推進（2事業） 重点

働く場における女性の活躍が推進されることは、だれもが活躍できる社会の実現につながります。区役所自らが女性の活躍を積極的に推進するとともに、区内事業所に対しての働きかけを推進します。

事業番号	事業名	内容	担当課
19	区役所における女性活躍の推進 新	管理職に占める女性職員の割合を20%以上、係長級を45%以上という目標を達成できるよう、女性職員の活躍推進につながる研修を実施するなど、女性職員のキャリア形成とさらなるステップアップの支援を行います。	人事課
20	事業所に対する女性活躍促進の積極的な働きかけ 新	事業所における男性中心の固定化した価値観や仕事のやり方を見直し、女性も活躍できるような職場の意識改革や風土の改善を促進するため、関係機関と連携し積極的な働きかけを行います。	男女共同参画担当

取組⑥ 審議会等委員における男女共同参画の推進（2事業）

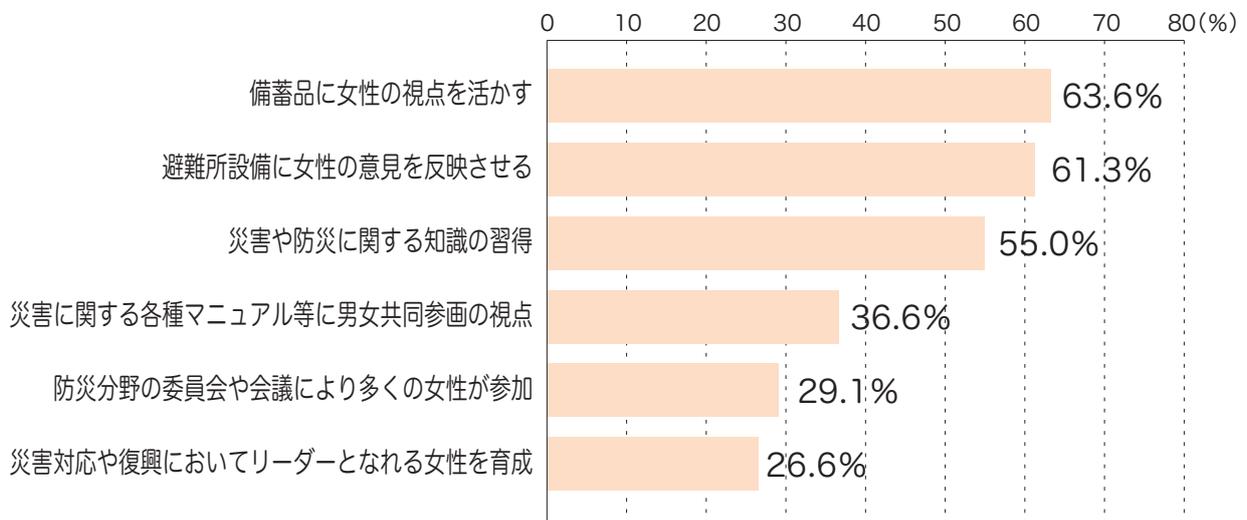
審議会等における女性の参画状況を継続的に調査し把握するとともに、あらゆる分野における女性の活躍を推進し、多様な視点を取り入れるため、女性が意思決定過程に積極的に参画できるよう審議会等委員における女性の登用を推進します。

事業番号	事業名	内容	担当課
21	審議会等委員における女性の積極的登用の推進	区政における政策や方針の意思決定過程に女性が参画できるよう、審議会等において男女の割合バランスのとれた委員構成を推進し、女性がいない審議会等がゼロになるよう働きかけを強化します。	男女共同参画担当
22	多様な区民参加手法の推進	より多くの区民が地域の課題を共有し、議論できる機会を増やしていくため、性別・年齢等のバランスを考慮したうえで無作為に抽出された区民による意見交換会のほか、ワークショップ、オープンハウスなどの手法を活用し、区民の区政参加を促進します。	企画課 関係各課

◆現状と課題解決の方向性◆

- 東日本大震災の経験と教訓から、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点に配慮した防災・復興対策、また、地域防災活動の担い手として女性を登用するなど、女性の視点を活かした地域防災の取組が求められています。
- 災害時に、性別や年齢、障害の有無、国籍等々に係わらず被災者一人ひとりの人権が守られ、安心して避難生活を過ごすためには、平常時から男女共同参画や多様な視点からの防災対策の取組が重要です。また、地域住民が互いに理解を深め、自助・共助の取組を実践することが大切です。
- 女性の参画による新たな地域防災計画の策定をはじめ、震災救援所の運営や災害備蓄品等のあり方についても、男女それぞれの視点を活かし、充実を図っていきます。

防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこと

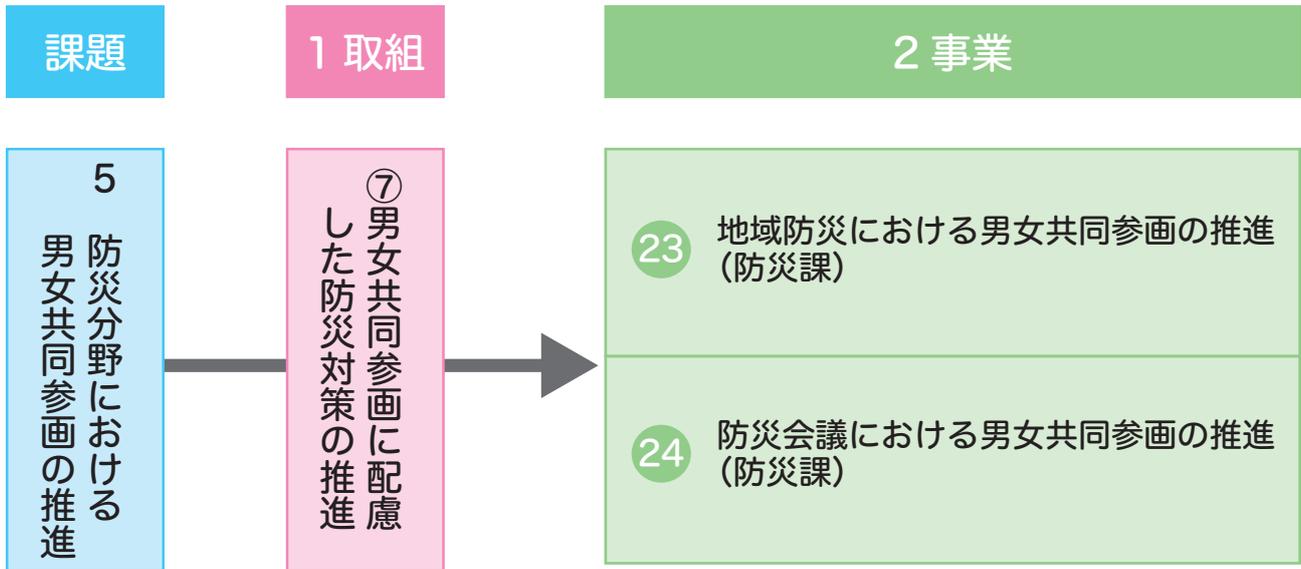


■実態調査(H28)

指 標	現状値	最終年度目標値
女性の視点に配慮して震災救援所が運営されている割合※ (担当課調査)	41.5% (平成 28 年度)	100%

※震災救援所のうち、女性の視点に配慮した震災救援所運営管理マニュアルの改定が完成した震災救援所の割合

【目標2・課題5 体系図】



取組⑦ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進（2事業）

東日本大震災の教訓から、大規模な災害時にはさまざまな視点を防災対策に反映させることが必要とされています。すべての人が防災活動をはじめとした地域、団体活動に参加し活躍できるよう、総合的な支援を進めていきます。

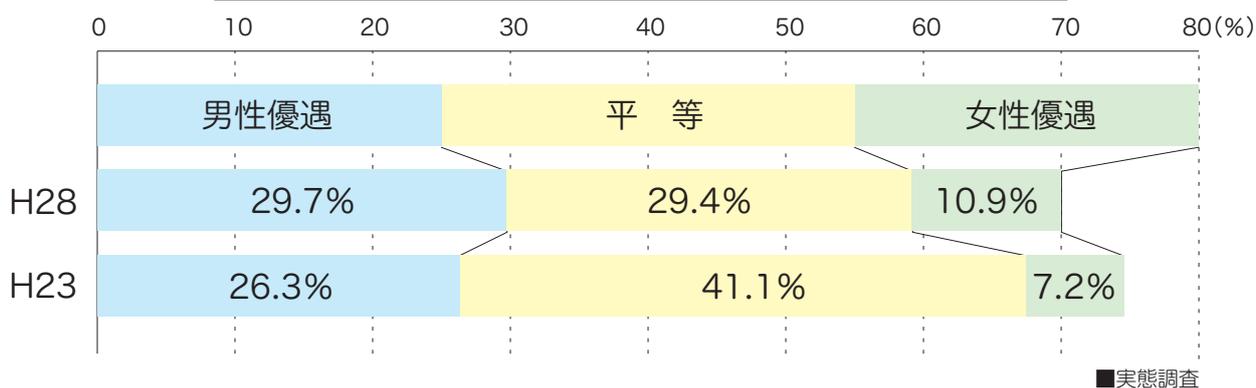
事業番号	事業名	内容	担当課
23	地域防災における男女共同参画の推進	女性の視点を取り入れて、災害時に避難生活の場となる震災救援所のあり方や備蓄品の確保などにつなげます。	防災課
24	防災会議における男女共同参画の推進	区の防災対策に女性の視点を取り入れるため、防災会議委員に女性の参画を促進します。	防災課

課題 6 地域における男女共同参画の推進

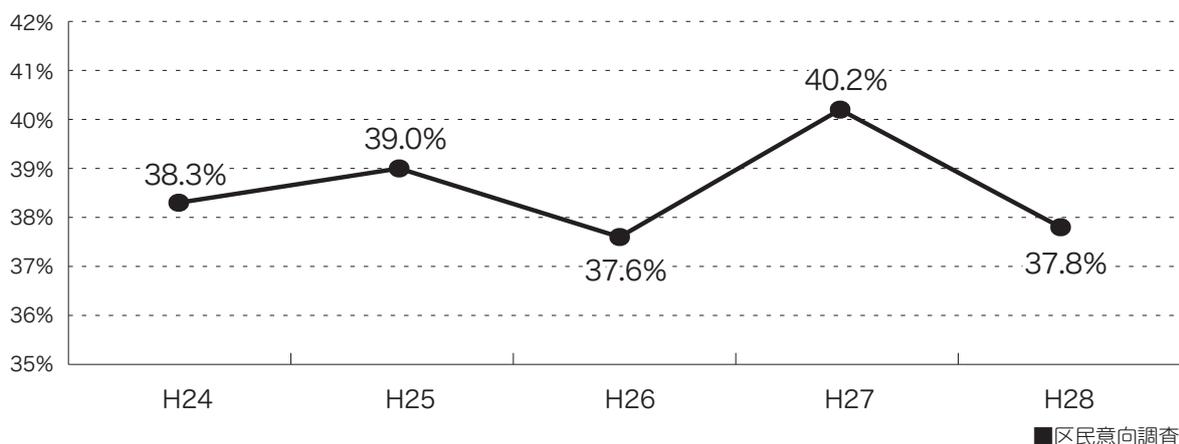
◆現状と課題解決の方向性◆

- 地域社会において、男女が共に個性や能力を発揮できる場と機会が確保され、いきがいのある充実した生活を送ることができる活力あるまちを実現することは、男女共同参画社会の理念にも通じるものです。
- しかし現実には、長時間労働など仕事と生活のアンバランスや地域関係の希薄化から、町会や自治会等の地域活動や社会活動への関心が低下している傾向にあります。
- また、高齢化が進展している中で、高齢者が地域活動やボランティア活動等に参加することによりいきいきと活躍し、互いが支えあうことのできる地域づくりを推進していくことが重要です。
- このような視点を踏まえ、性別や年代を問わず、男女がそれぞれのライフステージに応じて、仕事と家庭だけでなく、地域に関心を持ち、地域活動やボランティアにも積極的に参加できるよう社会環境の整備に向けた支援を行います。

地域活動の場で男女が平等になっていると思う人の割合

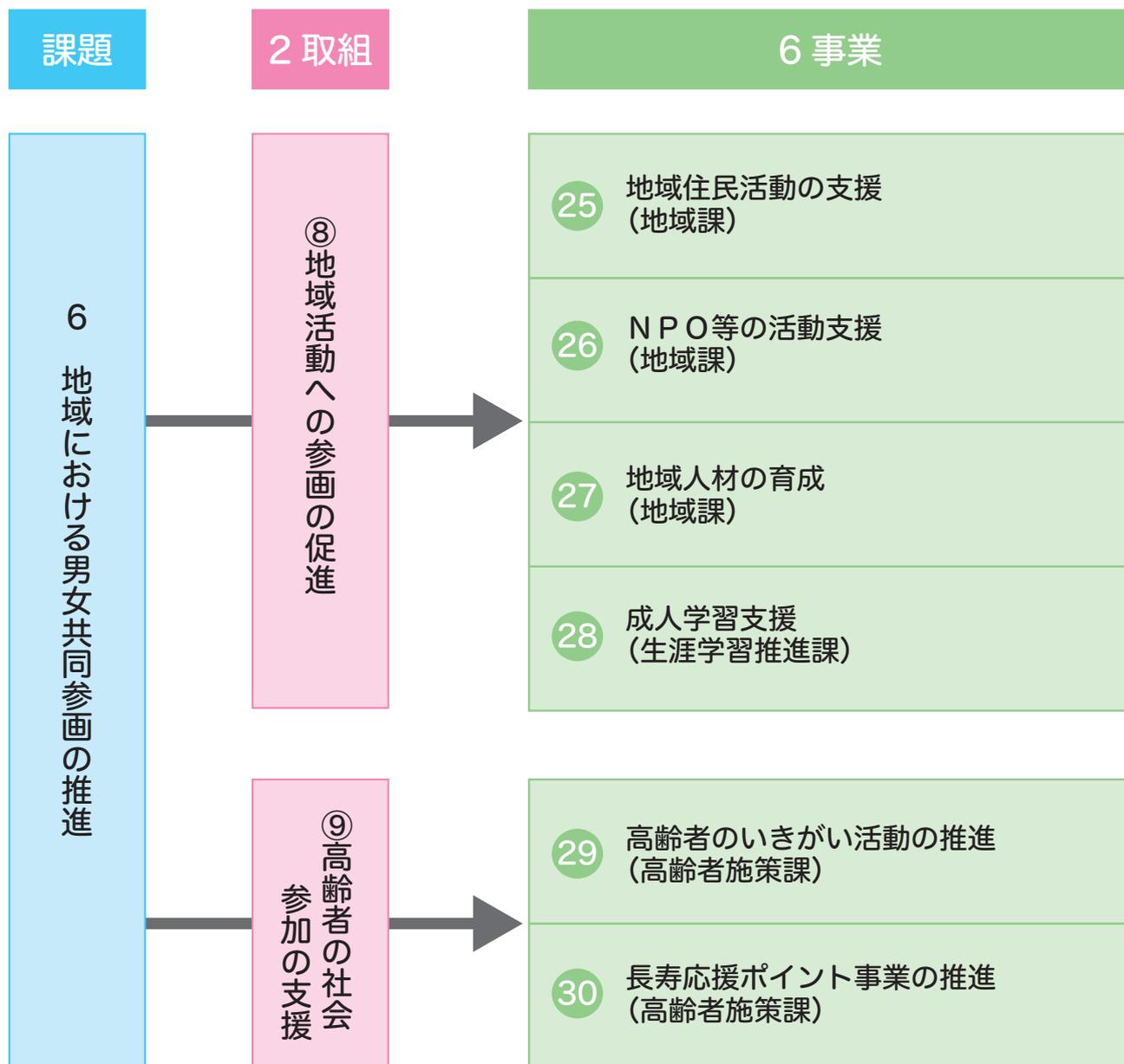


地域活動・ボランティア活動・働いている高齢者の割合



指 標	現状値	最終年度目標値
地域活動の場で男女が平等になっていると思う人の割合 (実態調査)	29.4% (平成 28 年度)	45.0%

【目標2・課題6 体系図】



取組⑧ 地域活動への参画の促進（4事業）

地域で活動する団体への意識啓発と支援を行うとともに、地域活動に対する区民の積極的な参加を促すことにより、女性と男性がともに地域活動における決定の過程に携わることができるよう支援します。

事業番号	事業名	内容	担当課
25	地域住民活動の支援	良好な地域社会を形成するため、町会・自治会への加入促進を目的とした加入案内等のパンフレットの作成・配布や、地域活性化事業への助成金の交付等、町会・自治会の活動を側面から支援します。	地域課
26	NPO等の活動支援	NPOをはじめ地域の課題解決に取り組む多様な団体の活動を支援するため、すぎなみ協働プラザを中心に、情報提供や相談対応、団体相互の連携・協力などの支援を行います。	地域課
27	地域人材の育成	区民の社会参加意欲に応えるとともに、地域社会に貢献する人材や協働の担い手となる人材を育てるため、「すぎなみ地域大学」を運営します。	地域課
28	成人学習支援	多くの区民が身近な地域で学び合い、その成果を地域づくり等に活かせるよう、多様な学習の場や機会の提供を図るため、すぎなみ大人塾や区民企画講座を開催します。	生涯学習推進課

取組⑨ 高齢者の社会参加の支援（2事業）

高齢化がいつそう進展していく中、高齢者が住み慣れた地域で互いに支えあいながらいきいきと活動できる環境や就労できる環境を整えます。また、自らの知識や経験を活かした地域貢献活動を通じた社会参加を支援していきます。

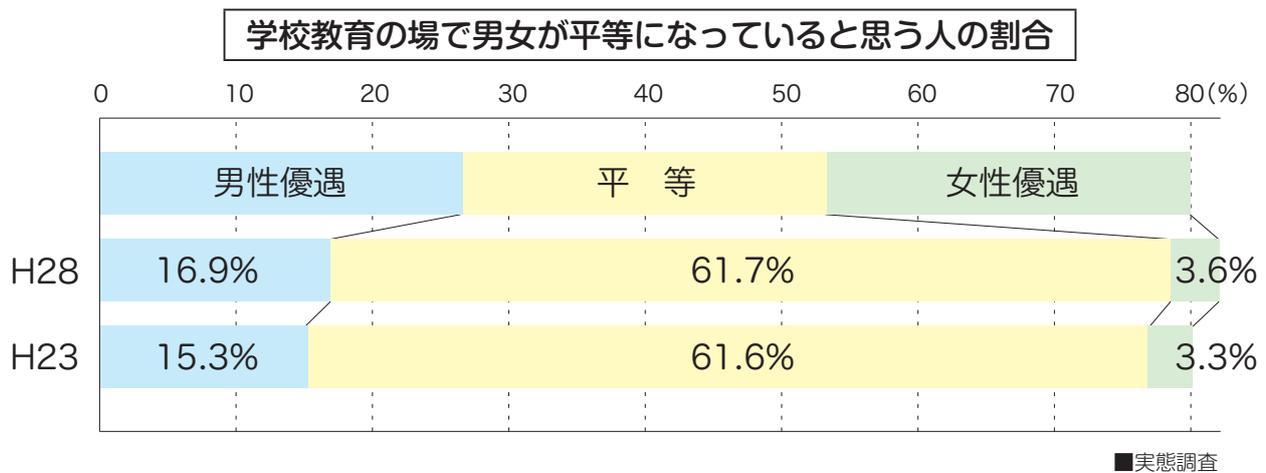
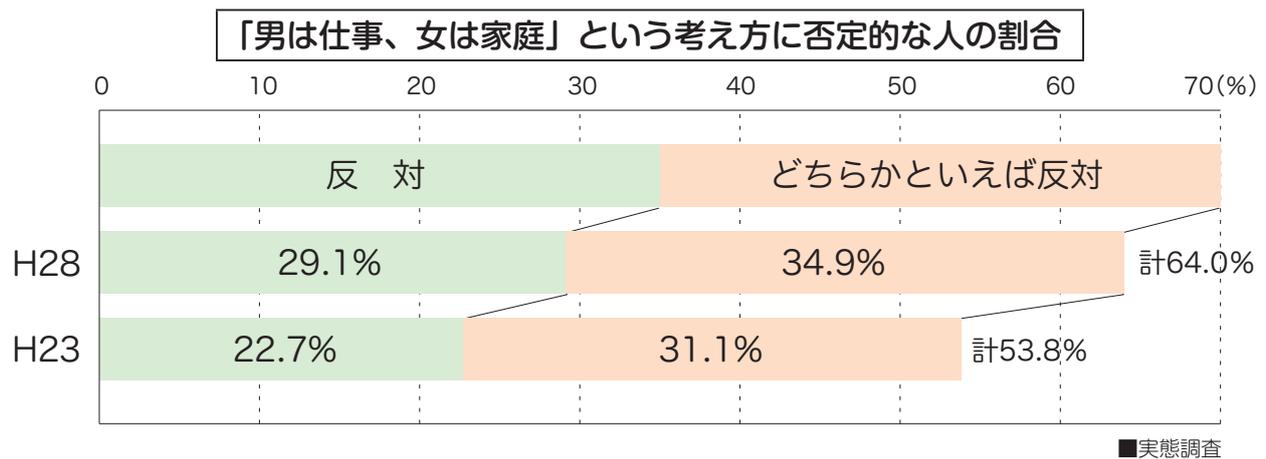
事業番号	事業名	内容	担当課
29	高齢者のいきがい活動の推進	○高齢者の就労支援 高齢者の就業、起業、ボランティア等の社会参加を促進するための情報提供、個別相談や技術の習得講座、就職面接会などを実施します。	高齢者施策課
		○いきいきクラブ※の活動支援 各クラブが実施する社会奉仕・健康増進・いきがい活動等や、いきいきクラブ連合会及び各地区連合会が実施する福祉大会・スポーツ大会・健康づくり事業等に対して助成します。	
30	長寿応援ポイント事業※の推進	区が認める活動に参加した高齢者にポイントシールを配布することで、高齢者が自らの能力を発揮して社会参加することを応援するとともに地域での支えあいを広げます。また、参加者拡充を図るため区役所ロビーでの事業周知展示を実施し、様々な世代へのPRに努めます。	高齢者施策課

※いきいきクラブ…概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を活かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※長寿応援ポイント事業…区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支えあいを応援する仕組み

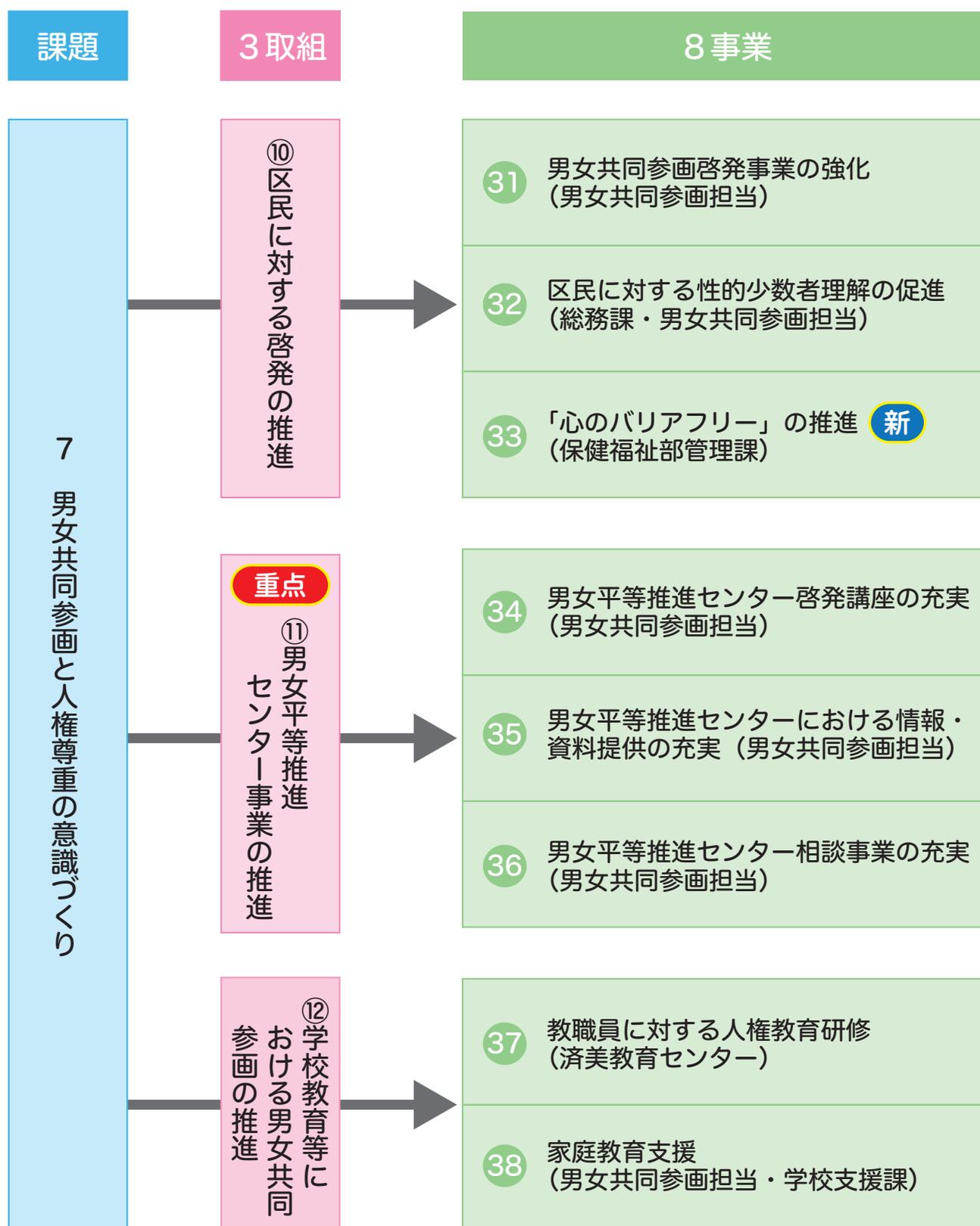
◆現状と課題解決の方向性◆

- 男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的役割分担意識の解消と、人権の尊重を基盤とした男女共同参画の意識づくりが重要であり、その活動拠点として杉並区立男女平等推進センター（以下「センター」という。）は非常に大きな役割を担っています。
- しかし、実態調査ではセンターの認知度は約18%に留まっており、男女共同参画社会の実現のための活動拠点として、センターの活性化は重要な課題です。今後、様々な機会を捉え、センターの周知及び各種事業内容の充実に努めます。
- 誰もが人権を尊重し、互いに認め支えあえる地域社会を目指し、性的少数者（性的マイノリティ）に対する差別や偏見の解消など、一人ひとりが互いの人格や個性を尊重する意識を育てていきます。
- また、学校教育等の場においても、教職員に対する人権研修や家庭教育講座等を通じて、男女平等に関する意識啓発に力を入れていきます。



指 標	現状値	最終年度目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合 (実態調査)	64.0% (平成28年度)	75.0%

【目標2・課題7 体系図】



※ **新** は新規事業及び今回新たに計画に掲載した事業です

取組⑩ 区民に対する啓発の推進（3事業）

根強く残っている性別による固定的役割分担意識が払拭され、だれもが性別や年齢を問わずその個性と能力を存分に発揮できる社会の実現に向けて、意識改革や理解促進に向けた啓発活動に積極的に取り組みます。

事業番号	事業名	内容	担当課
31	男女共同参画啓発事業の強化	男女の性別による固定的役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進できるよう区役所ロビー展、広報紙、男女平等推進センター情報誌「ゆうCan」等を通じて意識啓発を行います。	男女共同参画担当
32	区民に対する性的少数者理解の促進	関係機関、民間団体と連携・協働し、人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解が促進されるよう啓発活動に取り組みます。	総務課 男女共同参画担当
33	「心のバリアフリー」の推進 新	誰もが、高齢者や障害者等に配慮し、思いやりのある行動を進んでとることができるよう、お互いの人格や個性を尊重する「心のバリアフリー」※について、広く区民を対象に啓発を行います。	保健福祉部管理課

※心のバリアフリー…障害者や高齢者等が自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性について理解を深め、誰もが自然に支え合えること

取組⑪ 男女平等推進センター事業の推進（3事業） **重点**

男女共同参画社会を実現するための拠点として、男女平等推進センターの啓発講座、情報提供及び相談事業などの各種機能を充実させ、利用者の増加及び活性化に努めます。

事業番号	事業名	内容	担当課
34	男女平等推進センター啓発講座の充実	区内で活動する団体等に男女平等推進センター啓発講座の企画運営を委託し、活動の場・機会を提供するとともに、ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参加等、多様なテーマで講演会やワークショップなどを開催します。	男女共同参画担当
35	男女平等推進センターにおける情報・資料提供の充実	男女平等推進センターにおいて、男女共同参画関連書籍等の貸出を行います。また、各自治体から送付される資料等を適切に管理し、閲覧しやすいレイアウトに努めます。	男女共同参画担当
36	男女平等推進センター相談事業の充実	家族、生き方、人間関係、性的少数者について等の悩み全般について、専門の女性相談員が相談を受け、ともに考える一般相談を実施します。また、離婚、養育問題等について女性弁護士による法律相談を実施します。	男女共同参画担当

男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女の本質的平等の理念を理解させるとともに、その具体化を図るための男女平等教育を適正に推進していきます。

また、すべての教育の原点である家庭教育について、地域団体との連携と協働のもとに支援していきます。

事業番号	事業名	内容	担当課
37	教職員に対する 人権教育研修	学校教育全体を通して人権を尊重する精神の涵養をより一層徹底し、人権教育の本質についての授業研究や先進校の訪問等によって教職員の認識を深めさせ、教育内容や指導方法の改善を図ることを目的に人権教育研修を実施します。	済美教育センター
38	家庭教育支援	○家庭に対する啓発活動の推進 家族がお互いの個性と能力を尊重しあい、男女共同参画の視点に立った家庭づくりができるよう、様々な機会を捉え、啓発活動に取り組みます。	男女共同参画担当
		○家庭教育講座 男女を問わず、家庭教育支援にかかわる地域団体の力を高めながら、保護者や地域のつながりを深められる家庭教育講座を実施します。	学校支援課

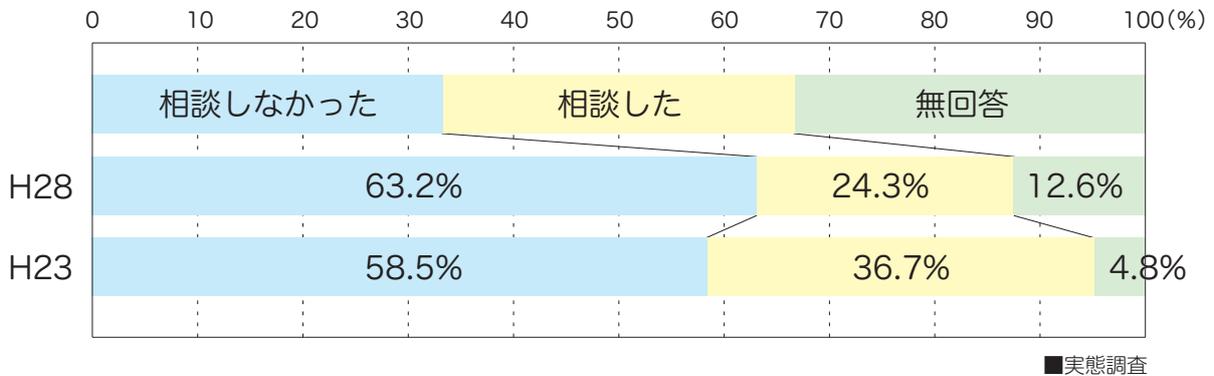
すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり
～わたしらしく、安心して過ごせるまち

課題 8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実 杉並区配偶者暴力防止基本計画

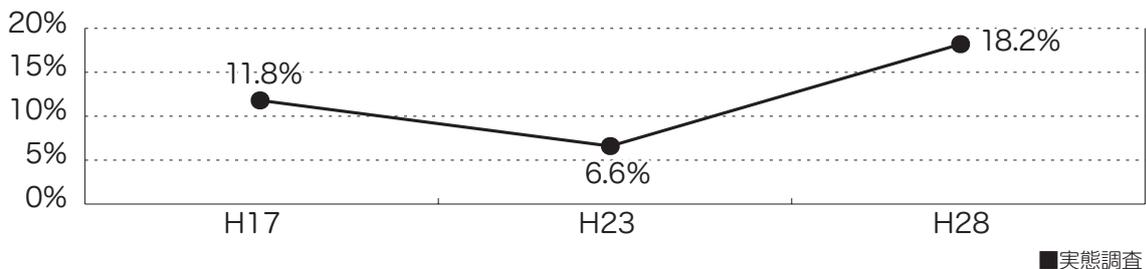
◆現状と課題解決の方向性◆

- DV（配偶者や交際相手等からの暴力。以下「DV」という。）は重大な人権侵害であり、男女共同参画を阻害する大きな問題ですが、被害者は自分が被害者だと思っておらず、自分が我慢すれば何とかするという理由等から誰にも相談せず、潜在化する現状があるため、被害者が相談しやすい体制の整備が求められています。
- DV被害を未然に防止するため、DVの内容に関する正確な情報提供や、すぎなみDV専用ダイヤル等の公的相談機関の周知、さらに若年層に向けたデートDV防止講座の開催など、より一層の啓発活動に取り組みます。
- DV被害者に限らず、セクシャル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー等の性暴力の被害者に対しても、被害者の個人情報の管理に細心の注意を払い、関連部署間の連携をさらに密にし、被害者の状況と意思に応じた保護を迅速に行うなど、被害者が自立し安心して生活できるよう支援を行います。

DV 被害者が誰かに相談した割合

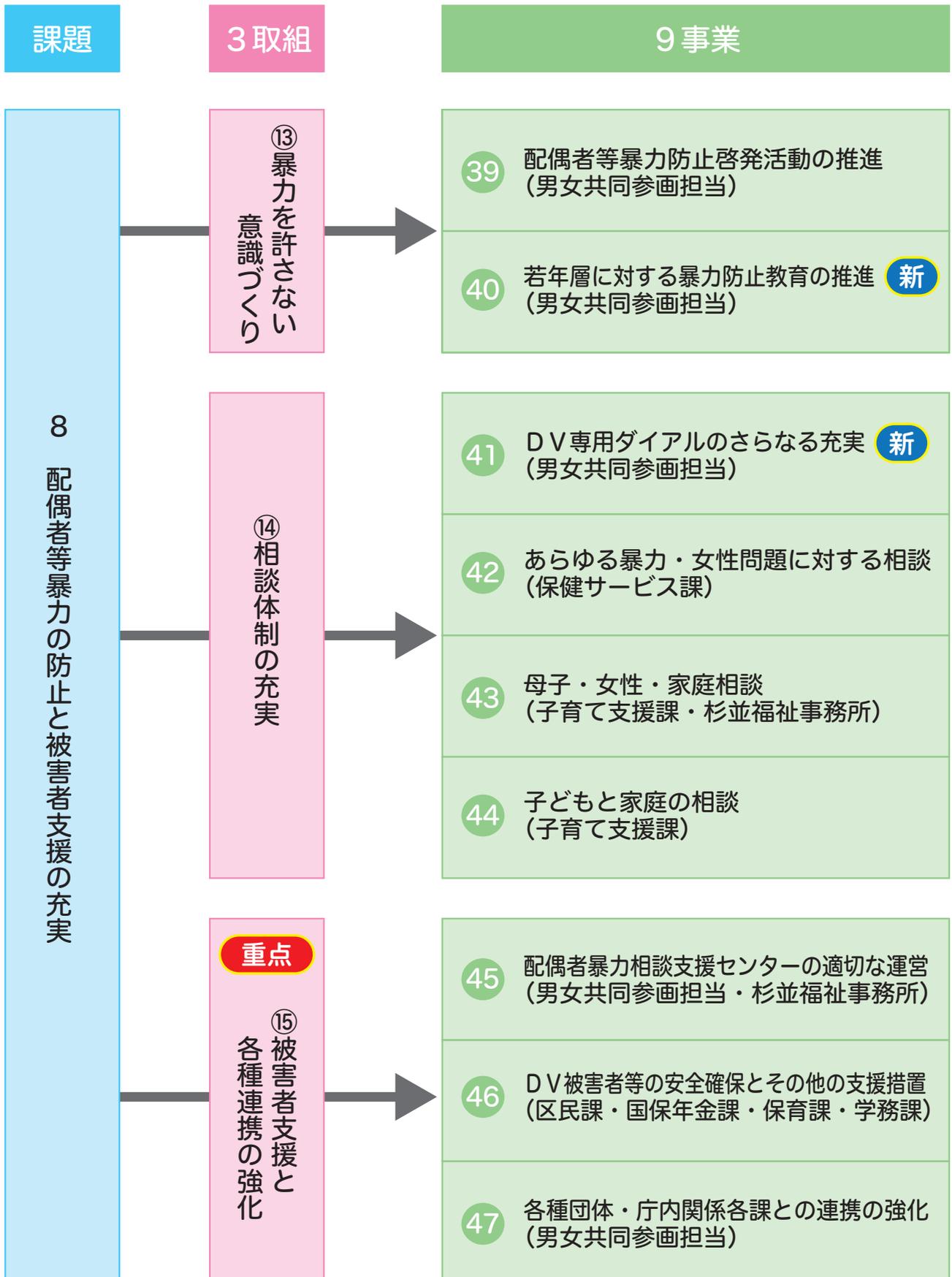


DV 被害者が公的機関に相談した割合



指 標	現状値	最終年度目標値
DV 被害者が公的機関に相談した割合 (実態調査)	18.2% (平成 28 年度)	30.0%

【目標3・課題8 体系図】



※ **新** は新規事業及び今回新たに計画に掲載した事業です

取組⑬ 暴力を許さない意識づくり（2事業）

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。暴力を許さない意識づくりのため、さまざまな啓発活動を推進します。

事業番号	事業名	内容	担当課
39	配偶者等暴力防止啓発活動の推進	配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV防止啓発カードの配布などにより啓発活動を行います。	男女共同参画担当
40	若年層に対する暴力防止教育の推進 新	交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVの防止について、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の高校へ出張し、デートDV出前講座を実施します。	男女共同参画担当

取組⑭ 相談体制の充実（4事業）

配偶者等暴力をはじめとする主に女性が抱える様々な問題の解決に向け、適切な支援が総合的に行えるよう、相談機能の充実を図ります。

事業番号	事業名	内容	担当課
41	DV専用ダイヤルのさらなる充実 新	相談員の研修を定期的実施し、相談能力の向上を図るとともに、相談者の利便性に配慮した相談体制の充実に努めます。	男女共同参画担当
42	あらゆる暴力・女性問題に対する相談	母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。	保健サービス課
43	母子・女性・家庭相談	ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、婦人相談員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行います。	子育て支援課 杉並福祉事務所
44	子どもと家庭の相談	子どもと家庭に関する総合相談、ひとり親家庭支援の中で、DV相談にも応じ、関係機関への案内等の支援を行います。	子育て支援課

※母子・父子自立支援員…子ども家庭支援センターや福祉事務所において、母子、父子及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供や、求職活動に関する支援を行う。

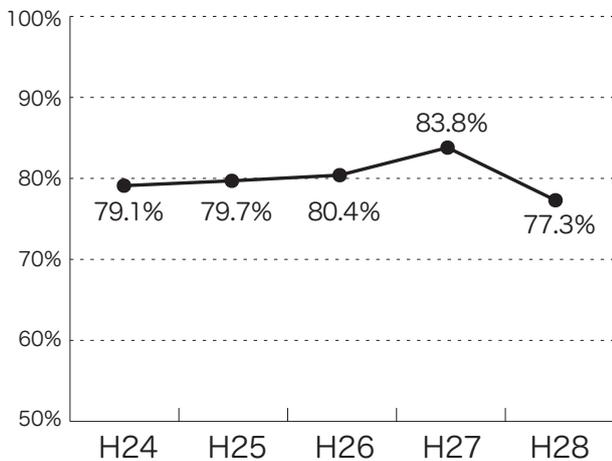
被害者が安心して生活できるよう、被害者の個人情報の管理の徹底を図るとともに、生活のための必要な各種手続きについて、関係機関との連携体制を強化し、適切な被害者の支援につなげます。

事業番号	事業名	内容	担当課
45	配偶者暴力相談支援センターの適切な運営	DV被害を潜在化させることなく、相談を適切な支援に結び付けていくため、配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させていきます。	男女共同参画担当 杉並福祉事務所
46	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置	○住民基本台帳事務における支援措置 DV等被害者の現住所地が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。	区民課
		○国民健康保険における支援措置 住民基本台帳及び戸籍附票の閲覧などの制限措置があってもなお、住民登録を変更することができない場合、現在の住所地などの確認ができれば、国民健康保険に加入できる取り扱いを行います。	国保年金課
		○保育園入園における支援措置 入園申し込みに関しては、区に住民票がなくても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認し、ひとり親世帯に準じたものとして適切に対応します。なお、在園中は、日常の保育を通して保護者や児童の心身の変化を感じとり、早期発見のため経過を注視し必要に応じて各関係機関と連携して対応を行います。	保育課
		○就学事務・就学援助における支援措置 被害者の子どもの安全確保のため、加害者からの追及の危険が及ばないように、区立小・中学校への入学、転校、在籍状況等の適切な管理を行います。また、区に住民票がない場合であっても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認したうえで、ひとり親世帯に準じたものとして対応します。	学務課
47	各種団体・庁内関係各課との連携の強化	関係機関等が情報を共有し意見交換の機会を持つことにより、DV等の被害者への適切な対応を連携して行えるよう連絡会議を定期的に開催します。	男女共同参画担当

◆現状と課題解決の方向性◆

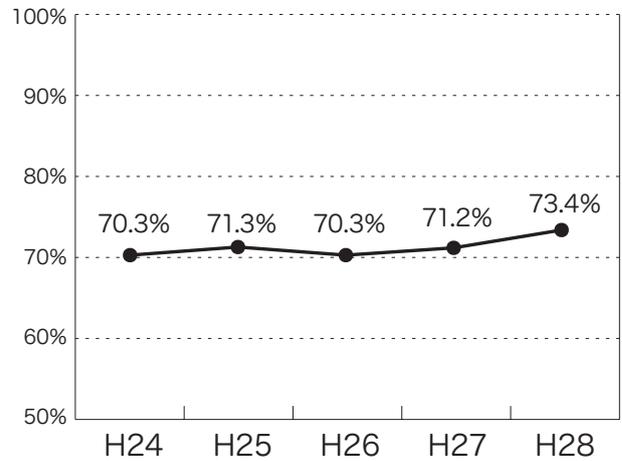
- ひとり親家庭や障害者、高齢者などの中で、経済的自立が困難となったり、地域社会とのつながりに乏しく孤立したりするなど、生活上の困難や生きづらさを抱える人々が増加しています。
- さらに、性別、国籍、文化等の違いを理由として複合的に困難な状況に置かれている場合もあります。
- このような状況に陥ると、個人のみで問題を解決することは難しいのが現状であり、行政による公助に加え、地域社会による共助の支援を実施しながら、共に支えあう必要があります。
- 男女共同参画の視点に立ち、さまざまな理由で困難な状況に置かれている人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に取り組み、支援を進めていきます。

子育てを楽しんでいる人の割合



■区民意向調査

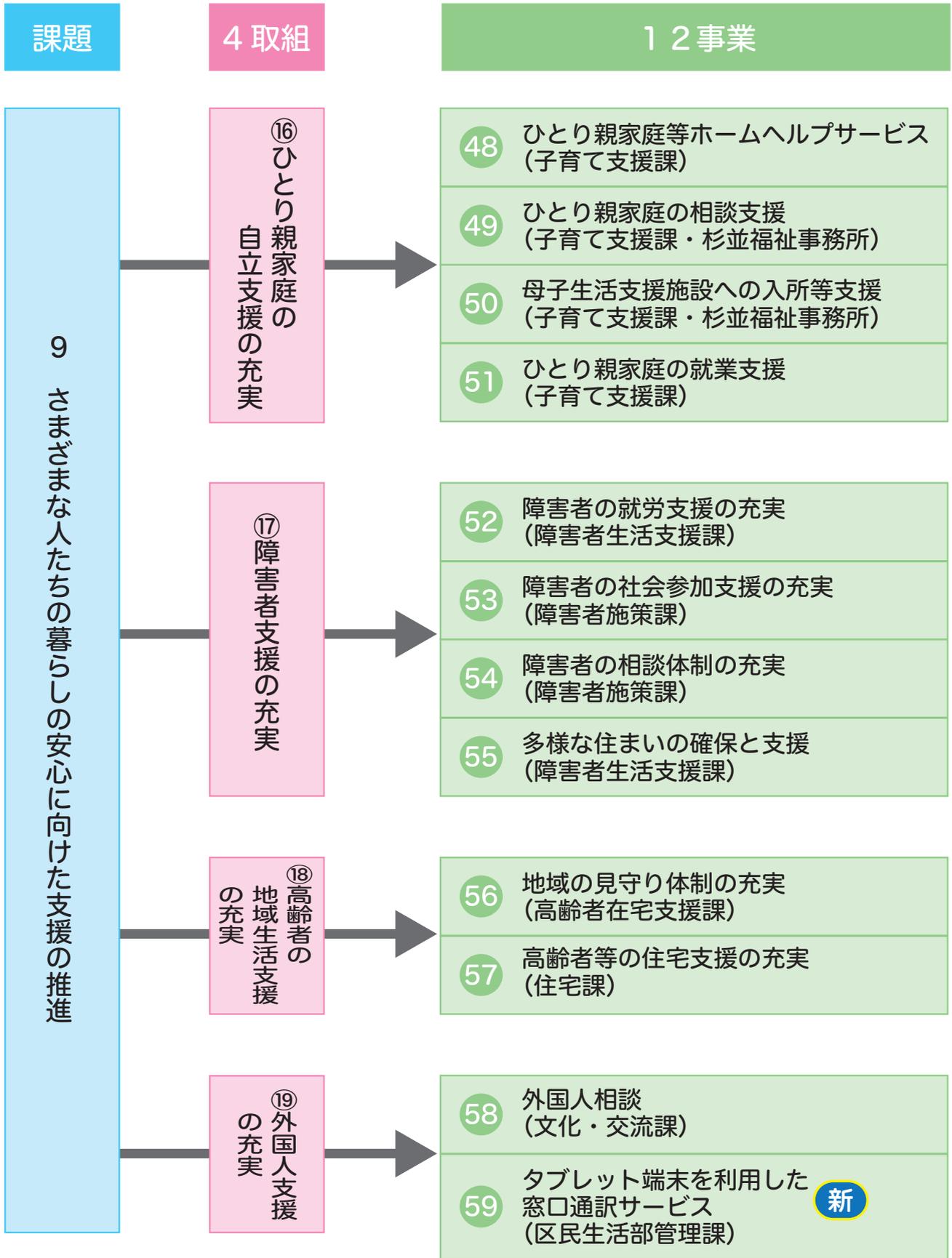
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合



■担当課調査

指 標	現状値	最終年度目標値
子育てを楽しんでいる人の割合 (区民意向調査)	77.3% (平成 28 年度)	90.0%
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合 (担当課調査)	73.4% (平成 28 年度)	80.0%

【目標3・課題9 体系図】



※ **新** は新規事業及び今回新たに計画に掲載した事業です

取組⑯ ひとり親家庭の自立支援の充実（４事業）

ひとり親家庭は経済的・社会的・精神的に不安定な状態に置かれることが多いため、状況に応じて、子育てや就労、生活などのきめ細かな自立支援を推進します。

事業番号	事業名	内容	担当課
48	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス	中学生以下の児童がいるひとり親家庭等が、親の就労等の事情で日常生活に支障を来している場合に、家事や育児等を行うホームヘルパーが訪問します。	子育て支援課
49	ひとり親家庭の相談支援	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや問題に対する相談を行い、関係機関と連携して適切な支援を実施します。	子育て支援課 杉並福祉事務所
50	母子生活支援施設※への入所等支援	DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行う、母子生活支援施設への入所を支援します。また、DV被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護の対応をします。	子育て支援課 杉並福祉事務所
51	ひとり親家庭の就業支援	ひとり親自立支援プログラム策定員等がきめ細やかに相談に応じるとともに、就労に役立つ資格取得のための給付金の支給を行うなど、就業支援を実施します。	子育て支援課

※母子生活支援施設…事情のある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、これらの者の自立促進のための支援を行う施設

取組⑰ 障害者支援の充実（４事業）

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けることができるよう、さまざまな支援を実施していきます。

事業番号	事業名	内容	担当課
52	障害者の就労支援の充実	障害者の就労に対する希望に応えるため、一人ひとりの障害特性や個性に合わせた就労支援を行います。	障害者生活支援課
53	障害者の社会参加支援の充実	屋外での移動に著しく困難がある障害者が余暇・社会活動へ参加しやすくなるよう、外出の際に付添いを行うガイドヘルパーを派遣する「移動支援事業」を実施することで安心した暮らしの実現を支援します。	障害者施策課
54	障害者の相談体制の充実	障害者が抱える様々な課題を解決するため、また、適切な障害福祉サービスを利用することで一人ひとりの障害者が望む充実した生活を送れるよう、相談支援体制の充実を図ります。	障害者施策課
55	多様な住まいの確保と支援	社会福祉法人やNPO等と連携し、グループホーム※やシェアハウスなど、多様な住まいの確保に取り組みます。また、地域で住み続けるための支援を行います。	障害者生活支援課

※グループホーム…障害者が共同生活を営むための住まいであり、食事、排泄、入浴等の援助が受けられるサービス（共同生活援助）のこと

高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を継続できるよう、医療・介護サービスや生活を支援するさまざまなサービスを適切に提供していきます。

事業番号	事業名	内容	担当課
56	地域の見守り体制の充実	高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、安心おたっしや訪問※や高齢者緊急通報システム、高齢者安心コール※、たすけあいネットワーク（地域の目）※など高齢者の状況に応じた多様な方法で重層的な見守りを強化します。	高齢者在宅支援課
57	高齢者等の住宅支援の充実	○高齢者等応急一時居室の提供 高齢者、障害者、ひとり親、災害被災者、犯罪・DV被害者で、立ち退きや被災等により緊急に住宅の確保が必要な場合、区が借上げている民間アパートを提供し、一時的な住まいの確保を支援します。	住宅課
		○高齢者住宅の運営 65歳以上の単身又は60歳以上の配偶者との二世帯で、かつ、低所得世帯を対象とした高齢者住宅「みどりの里」等を管理運営し、高齢者の居住の安定確保を支援します。	
		○高齢者等アパートのあっせん 高齢者、障害者、ひとり親、子育て世帯、災害被災者、犯罪・DV被害者で、立ち退きや被災等により新たに住宅の確保が必要な場合、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や賃貸住宅に関する情報提供を行います。	
		○高齢者等入居支援事業 高齢者、障害者、ひとり親、子育て世帯、災害被災者、犯罪・DV被害者で、民間賃貸住宅への入居が困難な場合に、民間保証会社の紹介、見守りサービス、葬儀の実施、残存家財の撤去等の制度を提供し、入居・居住継続を支援します。	

※安心おたっしや訪問…高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域でより安心して生活できるように、高齢者宅を訪問して地域の中で日常的に相談できる関係を作るとともに、潜在的なニーズを把握し、必要に応じて適切な支援につなげる事業

※高齢者安心コール …週1回の定期的な電話により、ひとり暮らしの高齢者などの安否確認や健康相談等を行うサービス

※たすけあいネットワーク（地域の目）…地域包括支援センターを事業拠点として、あんしん協力員・あんしん協力機関により登録高齢者への見守り等を行うネットワーク

取組⑱

外国人支援の充実（2事業）

年々増加している区内在住の外国人が、言葉の壁により日常生活で困ることのないよう、安心して生活できる環境づくりを推進していきます。

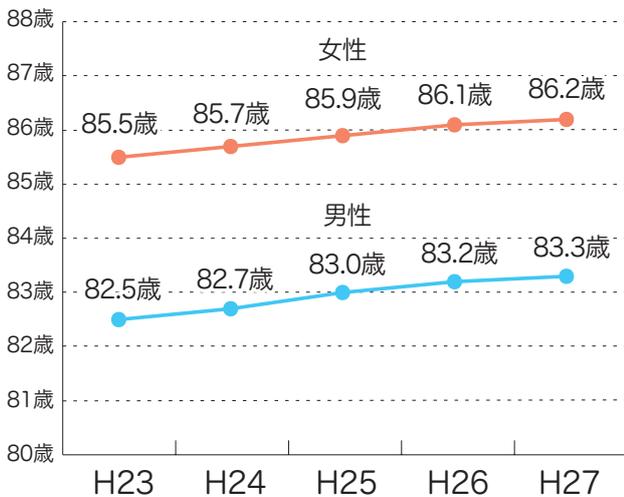
事業番号	事業名	内容	担当課
58	外国人相談	区内在住外国人が地域で安心して暮らせる環境を整備するため、杉並区交流協会との連携によりボランティア通訳による相談業務「外国人サポートデスク」等を行います。また年1回、弁護士、税理士等による「専門家相談会」を実施します。	文化・交流課
59	タブレット端末を利用した窓口通訳サービス 新	区の窓口に来庁する外国人の方に向けて、タブレット端末を利用した通訳サービスを実施し、外国人来庁者に対するサービス向上を図ります。	区民生活部管理課

課題 10 生涯を通じた心とからだの健康支援

◆現状と課題解決の方向性◆

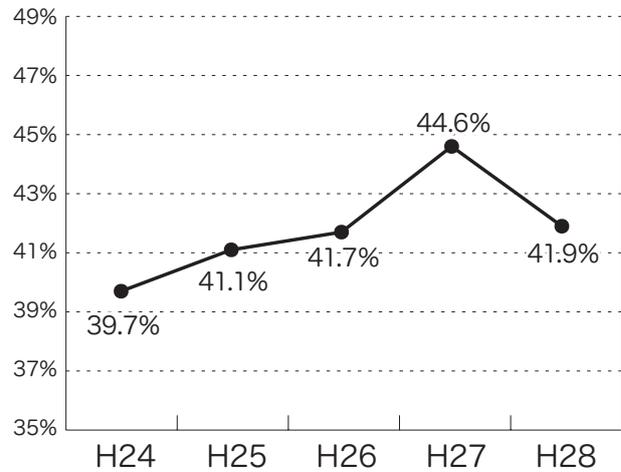
- すべての男女が、それぞれの身体の機能や特徴の理解に努め、思いやりをもって心身ともに健康に生活していくことは、男女共同参画社会を実現する前提となるものです。
- 超高齢化社会が到来し、平均寿命が男女とも 80 歳を超える中、健康寿命の延伸が課題となっています。生涯を通じた健康について、男女がともに健康に対して高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て認識を深めることが必要です。また、あらゆる年代や性別に応じて、健康に関する適切な自己管理を行うことができるよう健康づくりを支援する取組を進めることも重要です。
- 加えて、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、区民の誰もがスポーツ活動を楽しめるよう、スポーツに親しむ機会の提供、環境整備についても推進していきます。

65 歳健康寿命



■東京保健所長会方式

成人の週 1 回以上のスポーツ実施率

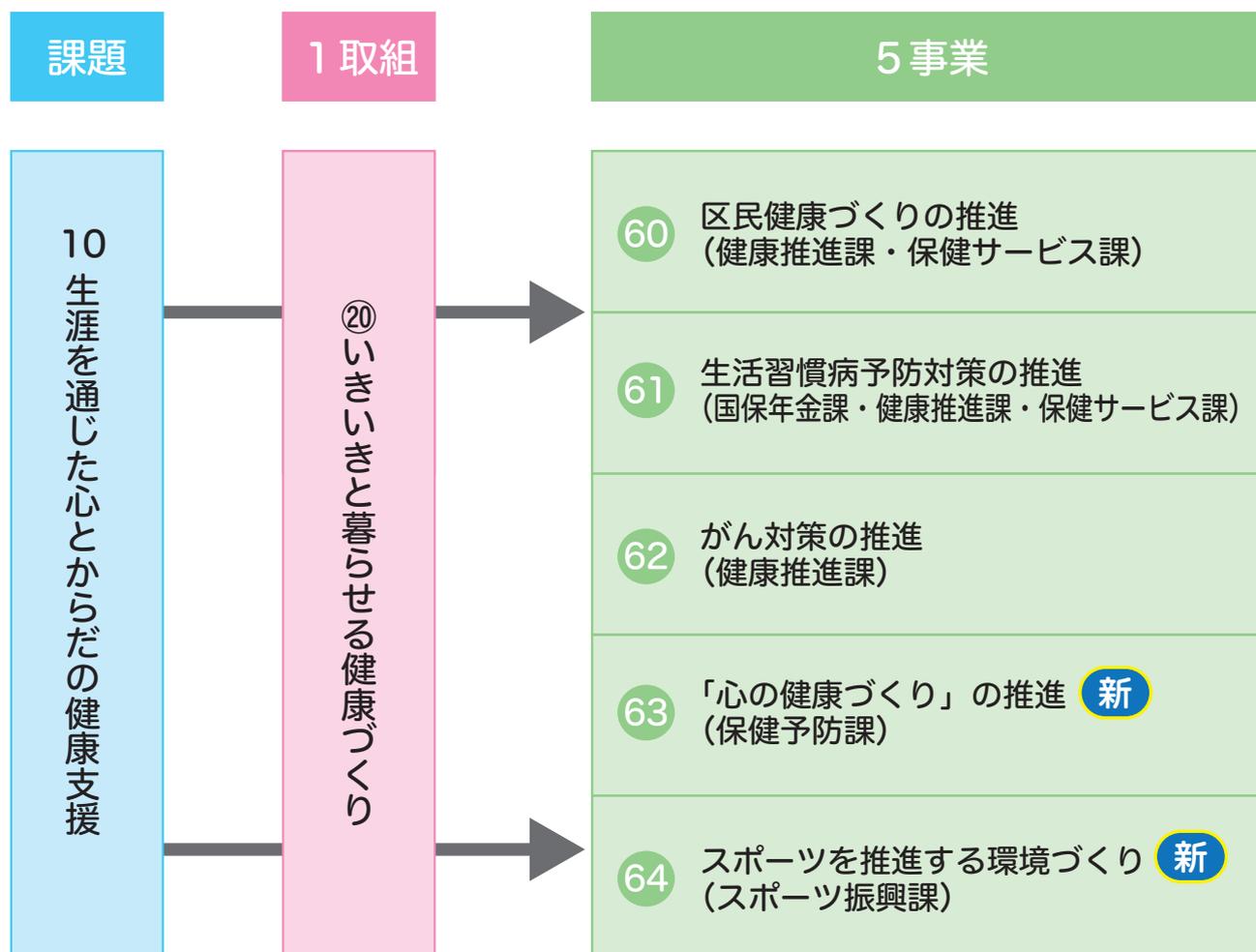


■区民意向調査

指 標	現状値	最終年度目標値
65 歳健康寿命※（東京保健所長会方式）	男性 83.3 歳 女性 86.2 歳 （平成 27 年）	男性 84.0 歳 女性 87.0 歳

※ 65 歳健康寿命…65 歳以上の人が必要介護認定（要介護度 2 以上）を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したものの

【目標3・課題10 体系図】



※ **新** は新規事業及び今回新たに計画に掲載した事業です

男女が生涯にわたって健康でいきいきと暮らせることは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となります。心身の健康についての理解を深めるとともに、だれもが健康で豊かな生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

事業番号	事業名	内容	担当課
60	区民健康づくりの推進	生涯にわたって健康な生活を送り健康寿命の延伸を図るため、区民、事業者、関係団体及び区がそれぞれの役割・責務を踏まえ、協働して健康づくりを実施しやすい環境を整備し、区民が継続的に健康づくりに取り組むことができるよう支援を充実します。	健康推進課 保健サービス課
61	生活習慣病予防対策の推進	生活習慣病の予防・早期発見のため、健康的な生活習慣が実践できるよう普及啓発を行うとともに、区民健康診査及び成人歯科健康診査を実施します。	国保年金課 健康推進課 保健サービス課
62	がん対策の推進	がん予防に関する知識の普及啓発やがん検診を推進し、早期発見・早期治療につなげます。	健康推進課
63	「心の健康づくり」の推進 新	社会生活環境の変化に伴ってストレス対策を含む心の健康づくり対策に取り組むため、心の健康に関する講演会や保健センターで心の健康相談を実施します。また、うつ病対策として出産前後の心の相談やうつ病患者の家族の支援を充実させます。さらに、自殺予防対策の取組を教育や労働等の関連機関と連携して実施し、普及啓発や講演会、ゲートキーパー※の養成等を実施します。	保健予防課
64	スポーツを推進する環境づくり 新	区民がスポーツ・運動に親しむことで健康で豊かな生活を送ることができ、さらに人と人とのつながりが育まれるよう、すぎなみスポーツアカデミーによる指導者等の養成や、身近な場所で気軽にスポーツ・運動の参加を促すスポーツ始めキャンペーンの充実を図ります。	スポーツ振興課

※ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと

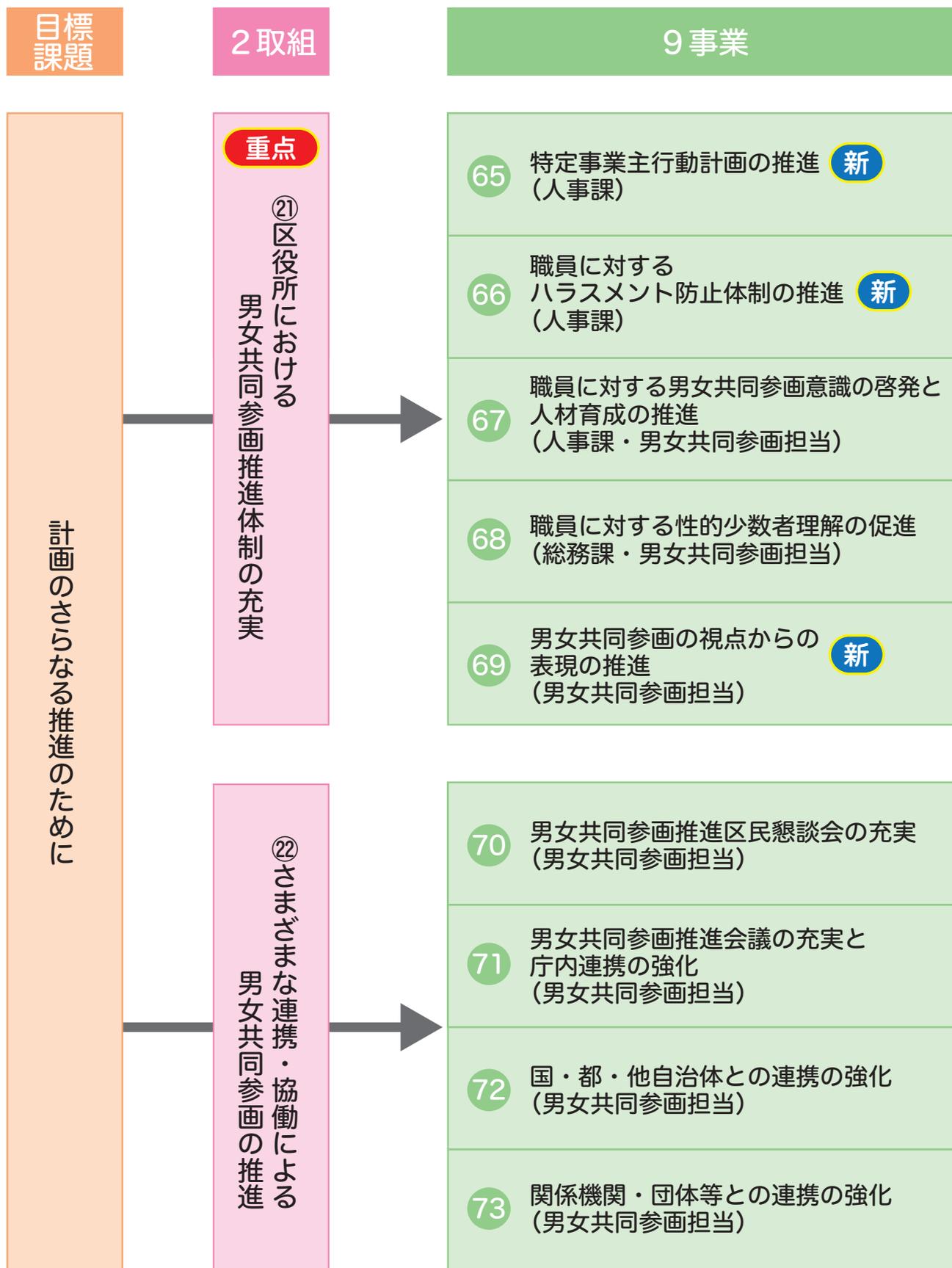
計画のさらなる推進のために

～わたしとあなたで、ともに参画をすすめるまち

◆現状と課題解決の方向性◆

- 行動計画に位置づけた様々な男女共同参画に対する取組を調整し、計画的かつ総合的に推進していくには、適切な進行管理のもと、区を挙げた推進体制が必要となります。「杉並区男女共同参画推進会議」において区全体における男女共同参画施策の進行管理、評価及び調整をしていくとともに、「杉並区男女共同参画推進会議幹事会」において、実効性のある施策の推進を図っていきます。
- 男女共同参画社会の実現のためには、法整備や改正が必要な問題、また広域的対応が必要となる問題があります。区だけでは対応が難しい課題については、国や東京都をはじめとする他自治体との連携を深め、合わせて関連団体や企業等との連携・協力を得ながら問題解決に向けて取り組んでいきます。
- 学識経験者や団体推薦、公募区民から構成される「男女共同参画推進区民懇談会」に女性活躍推進法第 23 条の協議会としての機能を持たせ、委員の構成等を見直すことにより、様々な分野の活動主体から幅広く多面的な意見を聞き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。
- 平成 28 年度に策定した「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」に基づき、区職員一人ひとりが仕事と家庭の両立をしながら、仕事のやりがいを感じ、活躍できる組織づくり、人づくりを進めていきます。
- 区内最大の事業所として、他の事業所のモデルとなるよう、すべての部署において、男女共同参画の理念を考慮した組織や事業の運営を心掛け、積極的に行動できる職員を育成していきます。

【体系図】



※ **新** は新規事業及び今回新たに計画に掲載した事業です

区役所全体で男女共同参画を推進していくため、区内事業者の模範となるよう、職員の男女共同参画に対する意識を高めるとともに、働きやすい環境整備を行います。

事業番号	事業名	内容	担当課
65	特定事業主行動計画の推進 新	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」を推進し、①男性職員の配偶者支援・子育て参加の促進、②年次有給休暇の取得促進、③超過勤務の削減、④女性職員のキャリア形成支援等により、職員の出産・育児や介護を支援し、すべての職員がいきいきと活躍できる職場づくりを行います。	人事課
66	職員に対するハラスメント防止体制の推進 新	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントについて、各課・各事業所に相談員及び防止担当者を設置し、職員がハラスメントを受けることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるよう環境整備に取り組みます。	人事課
67	職員に対する男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	○職員の人材育成 男女共同参画や人権問題について、基礎自治体の職員としての理解を深めるとともに、地域や職場の課題を男女共同参画・人権尊重の視点で捉え、行動できる職員を育成します。	人事課
		○職員に対する男女共同参画意識の啓発 区のすべての施策が男女共同参画の視点を持って企画・立案・実行されるよう、「男女共同参画ニュース（仮称）」を定期的に発行し、職員への情報提供・意識啓発を行います。	男女共同参画担当
68	職員に対する性的少数者理解の促進	関係機関、民間団体と連携・協働し、継続的な情報提供や研修等を通じて、人権問題の一つである性的少数者への差別や偏見が解消され、区職員の性的少数者に関する正しい認識と理解が促進されるよう取り組みます。	総務課 男女共同参画担当
69	男女共同参画の視点からの表現の推進 新	「男女共同参画の視点で伝える表現ガイドライン（仮称）」を作成し、区の広報やチラシ、ポスター及び刊行物等において、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現やイラストの使用を解消するよう周知を図ります。	男女共同参画担当

「男女共同参画の視点からの表現の推進」とは？

チラシやリーフレットを作成する際、男女をわかりやすく表現しようと、このようなイラストを使いがちです。

固定的な性別役割分担意識（例：「男は仕事、女は家庭」）を助長するような表現はしないよう取り組みます。



取組②②

さまざまな連携・協働による男女共同参画の推進（4事業）

民間団体、NPO、区内事業所等様々な関係機関と連携・協働を深めることにより、男女共同参画をさらに推進します。

事業番号	事業名	内容	担当課
70	男女共同参画推進区民懇談会の充実	学識経験者や団体推薦、公募区民から構成される「男女共同参画推進区民懇談会」に女性活躍推進法第23条における協議会の機能を持たせ、委員の構成等を見直すことにより、これまで以上に様々な分野の活動主体から多面的な意見を聴取します。	男女共同参画担当
71	男女共同参画推進会議の充実と庁内連携の強化	区政の多様な分野にわたる「男女共同参画行動計画」を着実に推進していくため、男女共同参画推進会議を中心とし、計画的かつ総合的に全庁をあげて取り組んでいきます。	男女共同参画担当
72	国・都・他自治体との連携の強化	区独自では解決できない諸課題に関し、国や東京都に法整備や各種制度の充実を要望するとともに、他自治体や各関係機関と密接な情報交換や協力を行うことにより連携を強化し、男女共同参画施策の推進を図ります。	男女共同参画担当
73	関係機関・団体等との連携の強化	大学、事業所、地域で活躍するNPO等と連携・協働し、男女共同参画に資する取組を推進します。	男女共同参画担当

成果指標等の数値目標一覧

目標・課題		指標	現状値 (直近)	最終年度 目標値	出典
目標1 ワーク・ライフ・バランス推進と 実現の仕組みづくり		仕事と生活の調和が 図られていると感じる人の割合	66.8% (H28)	80.0%	区民意向調査
課題	1 家庭生活における ワーク・ライフ・バランスの 推進	ワーク・ライフ・バランスの 希望と現実のギャップ ※「仕事」「家庭生活」「地域・個人 の生活」をともに優先したいと 希望している人と現実に優先で きている人の差	28.9% (H28)	15.0%	男女共同参画に関する 意識と生活実態調査
	2 働く場における ワーク・ライフ・バランスの 推進	区内事業所におけるワーク・ ライフ・バランスの取組状況	38.9% (H28)	50.0%	男女共同参画に関する 意識と生活実態調査
	3 就労、再就職、能力開発の 推進	就労支援センターの 利用により就職が決定した人数	837人 (H28)	850人 以上	担当課調査
目標2 あらゆる分野で 一人ひとりが活躍できる社会づくり		社会全体で男女が平等に なっていると思う人の割合	11.1% (H28)	30.0%	男女共同参画に関する 意識と生活実態調査
課題	4 意思決定過程における 男女共同参画の推進	審議会等における 女性委員の登用割合	34.4% (H29)	40.0%	担当課調査
		区役所における管理職に 占める女性職員の割合	15.5% (H29)	20.0% 以上	担当課調査
	5 防災分野における 男女共同参画の推進	女性の視点に配慮して 震災救援所が運営されている割合	41.5% (H28)	100%	担当課調査
	6 地域における 男女共同参画の推進	地域活動の場で男女が平等に なっていると思う人の割合	29.4% (H28)	45.0%	男女共同参画に関する 意識と生活実態調査
7 男女共同参画と 人権尊重の意識づくり	「男は仕事、女は家庭」という 考え方に否定的な人の割合	64.0% (H28)	75.0%	男女共同参画に関する 意識と生活実態調査	
目標3 すべての人が尊重され、 安心して生活できる地域づくり		いきがいを感じている人の割合	79.5% (H28)	85.0%	区民意向調査
課題	8 配偶者等暴力の防止と 被害者支援の充実	DV被害者が 公的機関に相談した割合	18.2% (H28)	30.0%	男女共同参画に関する 意識と生活実態調査
	9 さまざまな人たちの暮らしの 安心に向けた支援の推進	子育てを楽しんでいる人の割合	77.3% (H28)	90.0%	区民意向調査
		要介護3以上の介護サービス 受給者のうち在宅サービスを受 けている者の割合	73.4% (H28)	80.0%	担当課調査
10 生涯を通じた心とからだの 健康支援	65歳健康寿命	男性83.3歳 女性86.2歳 (H27)	男性84.0歳 女性87.0歳	東京保健所長会 方式	

事業一覧

目標	課題	取組	事業番号	事業名	担当課	掲載ページ
1	ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり	①	1	安心して妊娠・出産できる環境の整備	子育て支援課	20
			2	産後における母子支援の充実	子育て支援課	20
			3	子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進	子育て支援課	20
			4	地域子育て支援拠点等の整備	子育て支援課・児童青少年課	20
			5	保育施設等の整備	保育課	20
			6	多様な保育サービスの推進	保育課	21
			7	学童クラブの整備・充実	児童青少年課	21
		②	8	家族介護者支援事業の充実	高齢者在宅支援課	21
			9	特別養護老人ホーム等の整備	高齢者施策課	21
			10	認知症高齢者グループホーム等の整備	高齢者施策課	21
	2	③	11	ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	男女共同参画担当・産業振興センター	24
			12	事業所に向けた積極的な働きかけの充実	男女共同参画担当・産業振興センター	24
			13	子育てを応援する企業・事業者の取組の普及・啓発	子育て支援課	24
			14	総合評価方式による入札	経理課	24
	3	④	15	女性の再就職支援の推進	男女共同参画担当・産業振興センター	27
			16	若者等の就労支援	産業振興センター	27
			17	創業支援	産業振興センター	27
			18	生活自立支援窓口の運営 (くらしのサポートステーション)	生活自立支援担当	27
2	4	⑤	19	区役所における女性活躍の推進	人事課	30
			20	事業所に対する女性活躍促進の積極的な働きかけ	男女共同参画担当	30
		⑥	21	審議会等委員における女性の積極的登用の推進	男女共同参画担当	30
			22	多様な区民参加手法の推進	企画課・関係各課	30
	5	⑦	23	地域防災における男女共同参画の推進	防災課	33
			24	防災会議における男女共同参画の推進	防災課	33
	6	⑧	25	地域住民活動の支援	地域課	36
			26	NPO等の活動支援	地域課	36
			27	地域人材の育成	地域課	36
			28	成人学習支援	生涯学習推進課	36
⑨		29	高齢者のいきがい活動の推進	高齢者施策課	36	
		30	長寿応援ポイント事業の推進	高齢者施策課	36	
7	⑩	31	男女共同参画啓発事業の強化	男女共同参画担当	39	
		32	区民に対する性的少数者理解の促進	総務課・男女共同参画担当	39	
		33	「心のバリアフリー」の推進	保健福祉部管理課	39	
		34	男女平等推進センター啓発講座の充実	男女共同参画担当	39	
	⑪	35	男女平等推進センターにおける情報・資料提供の充実	男女共同参画担当	39	
		36	男女平等推進センター相談事業の充実	男女共同参画担当	39	
	⑫	37	教職員に対する人権教育研修	済美教育センター	40	
		38	家庭教育支援	男女共同参画担当・学校支援課	40	

目標	課題	取組	事業番号	事業名	担当課	掲載ページ	
3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり	8	⑬	39	配偶者等暴力防止啓発活動の推進	男女共同参画担当	43	
			40	若年層に対する暴力防止教育の推進	男女共同参画担当	43	
		⑭	41	DV専用ダイヤルのさらなる充実	男女共同参画担当	43	
			42	あらゆる暴力・女性問題に対する相談	保健サービス課	43	
			43	母子・女性・家庭相談	子育て支援課・杉並福祉事務所	43	
			44	子どもと家庭の相談	子育て支援課	43	
		⑮	45	配偶者暴力相談支援センターの適切な運営	男女共同参画担当・杉並福祉事務所	44	
			46	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置	区民課・国保年金課・保育課・学務課	44	
			47	各種団体・庁内関係各課との連携の強化	男女共同参画担当	44	
		9	⑯	48	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス	子育て支援課	47
				49	ひとり親家庭の相談支援	子育て支援課・杉並福祉事務所	47
				50	母子生活支援施設への入所等支援	子育て支援課・杉並福祉事務所	47
				51	ひとり親家庭の就業支援	子育て支援課	47
			⑰	52	障害者の就労支援の充実	障害者生活支援課	47
				53	障害者の社会参加支援の充実	障害者施策課	47
	54			障害者の相談体制の充実	障害者施策課	47	
	55			多様な住まいの確保と支援	障害者生活支援課	47	
	⑱		56	地域の見守り体制の充実	高齢者在宅支援課	48	
			57	高齢者等の住宅支援の充実	住宅課	48	
	⑲		58	外国人相談	文化・交流課	49	
			59	タブレット端末を利用した窓口通訳サービス	区民生活部管理課	49	
	10	⑳	60	区民健康づくりの推進	健康推進課・保健サービス課	52	
			61	生活習慣病予防対策の推進	国保年金課・健康推進課・保健サービス課	52	
			62	がん対策の推進	健康推進課	52	
			63	「心の健康づくり」の推進	保健予防課	52	
			64	スポーツを推進する環境づくり	スポーツ振興課	52	
	計画のさらなる推進のために	㉑	65	特定事業主行動計画の推進	人事課	55	
			66	職員に対するハラスメント防止体制の推進	人事課	55	
			67	職員に対する男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	人事課・男女共同参画担当	55	
			68	職員に対する性的少数者理解の促進	総務課・男女共同参画担当	55	
			69	男女共同参画の視点からの表現の推進	男女共同参画担当	55	
		㉒	70	男女共同参画推進区民懇談会の充実	男女共同参画担当	56	
			71	男女共同参画推進会議の充実と庁内連携の強化	男女共同参画担当	56	
72			国・都・他自治体との連携の強化	男女共同参画担当	56		
73			関係機関・団体等との連携の強化	男女共同参画担当	56		

第4章 資料

杉並区男女共同参画推進区民懇談会運営要綱

杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員名簿

策定経過

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

男女共同参画に関する行政関係年表

杉並区男女共同参画推進区民懇談会運営要綱

平成 26 年 1 月 28 日

杉並第 55712 号

改正 平成 28 年 3 月 7 日

杉並第 62232 号

杉並区男女共同参画推進区民懇談会設置要綱（平成 11 年 7 月 14 日杉児女発第 41 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、杉並区男女共同参画推進区民懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第 2 条 懇談会は男女共同参画に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聞くことを目的とする。

- （1）区民の意識啓発に関すること。
- （2）男女共同参画社会の実現に向けた杉並区行動計画の推進に関すること。
- （3）男女共同参画都市宣言に関すること。
- （4）その他、区民生活部長が必要と認めた事項

（構成）

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）学識経験者 3 名以内
- （2）地域団体等から推薦を受けた者 10 名以内
- （3）一般公募 10 名以内

（運営）

第 4 条 懇談会は、必要に応じて区民生活部長が招集する。

- 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適したものを選出する。
- 3 区民生活部長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 懇談会は、公開とする。
- 5 懇談会は平成 30 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

（庶務）

第 5 条 懇談会の庶務は、区民生活部管理課において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、区民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 7 日杉並第 62232 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員名簿

No	選出分野	第9期委員・氏名
1	学識経験者	武田 万里子
2		垣見 隆
3	地域団体等推薦	馬場 容子
4		長瀬 久子
5		筒井 弘
6		鳥生 千恵
7	関係機関推薦	林 奈津子
8		室 孝子
9		平山 勢津子
10	一般公募	政田 啓
11		大村 和徳
12		吉田 直子
13		赤池 紀子
14		忽滑谷 元曠
15		小熊 万里
16		天野 隆雄
17		山田 由理子
18		水木 育代
19		深井 希代

(敬称略)

策 定 経 過

(1) 男女共同参画推進区民懇談会

回	開催年月日	主な内容
第1回	平成28年6月28日	男女共同参画に関する意識と実態調査について
第2回	平成28年11月14日	男女共同参画に関する意識と生活実態調査速報について
第3回	平成29年3月22日	杉並区男女共同参画行動計画の改定について(計画体系案について)
第4回	平成29年8月30日	杉並区男女共同参画行動計画の改定について(計画事業案について)
第5回	平成30年1月19日	杉並区男女共同参画行動計画(案)に対する区民等の意見提出手続結果について
第6回	平成30年3月22日	杉並区男女共同参画行動計画の改定について

(2) 男女共同参画推進会議

回	開催年月日	主な内容
第1回	平成29年4月19日	杉並区男女共同参画行動計画改定の基本方針について
第2回	平成29年11月1日	杉並区男女共同参画行動計画改定素案について
第3回	平成30年1月31日	杉並区男女共同参画行動計画の改定について

(3) 男女共同参画推進会議幹事会

回	開催年月日	主な内容
第1回	平成28年7月15日	杉並区男女共同参画行動計画の改定スケジュールについて
第2回	平成28年12月14日	男女共同参画に関する意識と生活実態調査について
第3回	平成29年2月28日	男女共同参画に関する意識と生活実態調査速報について
第4回	平成29年7月25日	杉並区男女共同参画行動計画の改定について(計画体系案について)
第5回	平成29年8月22日	杉並区男女共同参画行動計画の改定について(計画事業案について)
第6回	平成29年10月27日	杉並区男女共同参画行動計画改定素案について
第7回	平成30年1月16日	杉並区男女共同参画行動計画(案)に対する区民等の意見提出手続結果について

(4) 区民等の意見提出手続(パブリックコメント)

実施期間	意見件数
平成29年12月1日～平成30年1月4日	意見提出: 11件(個人10件・団体1件) 延べ44項目

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置

を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

- 第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。
ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組

織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）
- 第五章の二 補則（第二十八條の二）
- 第六章 罰則（第二十九條・第三十條）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うもの

とする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生

命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合においては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項

第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法

律第五十三号) 第五十八条ノ二第一項 の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てる

ことができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事

業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に

関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占

める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第十八条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

男女共同参画に関する行政関係年表

年次	国連、国、都	杉並区
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年【国連】 ・国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択【国連】	
1976年 (昭和51年)	・国連婦人の10年（～1985年）【国連】	
1977年 (昭和52年)	・「国内行動計画」発表【国】 ・東京都婦人相談センター発足【都】	
1978年 (昭和53年)	・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定【国】	
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択【国連】 ・東京都婦人情報センター発足【都】	・第1回婦人問題に関する打ち合わせ会開催
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択【国連】	・社会教育部副主幹設置〔社会教育施設建設担当婦人問題担当（兼務）〕
1981年 (昭和56年)	・ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約（156号）」及び「同勧告（165号）」採択【国連】 ・「国内行動計画後期重点目標」決定【国】	・第1回婦人行政関係課長会開催
1982年 (昭和57年)		・「杉並区婦人総合施策」策定
1983年 (昭和58年)	・「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定【都】	
1984年 (昭和59年)		・社会教育部副参事（婦人青少年担当）設置 ・杉並区婦人関係行政推進会議設置
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択【国連】 ・「男女雇用機会均等法」成立【国】 ・「女子差別撤廃条約」批准【国】	・「国連婦人の10年」最終年記念「婦人のつどい」開催
1986年 (昭和61年)		・組織改正（社会教育部副参事→社会教育部婦人青少年室）
1987年 (昭和62年)	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定【国】	
1989年 (平成元年)		・社会教育センター開館（女性会館機能有）女性相談事業開始
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択【国連】	
1991年 (平成3年)	・「育児休業等に関する法律」成立【国】 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定【国】 ・「女性問題解決のための東京都行動計画－21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定【都】	・組織名称改正（婦人青少年室→女性・青少年室）、用語の変更（婦人→女性）

年次	国連、国、都	杉並区
1992年 (平成4年)		・杉並区女性関係施策懇談会設置
1993年 (平成5年)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択【国連】	・組織改正（教育委員会社会教育部女性・青少年室→区長部局女性・児童部女性・青少年課）
1994年 (平成6年)	・「男女共同参画室、男女共同参画審議会」設置【国】 ・「男女共同参画推進本部」発足【国】	・「（仮称）杉並区立総合児童センター及び（仮称）杉並区立男女平等推進センター建設協議会」設置
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議開催「北京宣言及び行動綱領」採択【国連】 ・「育児・介護休業法」成立【国】 ・ILO156号（家族的責任条約）批准【国】	・「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」策定（H7.3）
1996年 (平成8年)	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申【国】 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定【国】	
1997年 (平成9年)	・「男女雇用機会均等法」改正【国】	・杉並区立男女平等推進センター開設 ・「杉並区男女共同参画都市宣言」告示
1998年 (平成10年)	・「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定【都】	・「男女共同参画都市宣言・男女平等推進センター開館一周年記念事業」実施（男女共同参画推進本部・総務府、杉女連共催事業）
1999年 (平成11年)	・「男女共同参画社会基本法」成立【国】 ・「女子差別撤廃条約の選定書」採択【国】 ・「新エンゼルプラン」策定【国】	・「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」改定（H11.3）
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議（北京+5）」開催【国連】 ・「男女共同参画基本計画」策定【国】 ・「東京都男女平等参画基本条例」制定【都】	・「女性に対する暴力」問題対策連絡会議設置（H12.10.5）
2001年 (平成13年)	・内閣府男女共同参画局設置【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立【国】	・杉並区組織改正により所管課を女性児童部女性青少年課から区民生活部文化交流課男女共同参画推進担当へ移す（H13.4.1）
2002年 (平成14年)	・「少子化対策プラスワン」決定【国】 ・男女共同参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」を策定【都】	・「全国男女共同参画宣言都市サミット in すぎなみ」開催（H14.10.3）
2003年 (平成15年)	・「次世代育成支援対策推進法」成立【国】 ・「少子化社会対策基本法」成立【国】	
2004年 (平成16年)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正【国】 ・「育児・介護休業法」改正【国】	・「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」改定（H16.3）
2005年 (平成17年)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」開催【国連】 ・男女共同参画基本計画（第2次）を閣議決定【国】	
2006年 (平成18年)	・「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」答申【都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画策定（H18.3）」【都】	
2007年 (平成19年)	・国連婦人（女性）の地位委員会「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）【国連】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 H20.1.11 施行【国】 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定【国】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画」改定【都】	・「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」改定（H19.3） ・「男女共同参画都市宣言」、「男女平等推進センター開館」10周年記念事業開催

年次	国連、国、都	杉並区
2008年 (平成20年)		
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正【国】 ・東京都配偶者暴力対策基本計画改定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」改定 (H21.3)
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合（ニューヨーク）【国連】 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定【国】 	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区組織改正により、所管課を区民生活部文化交流課男女共同参画推進担当から、区民生活部管理課へ移す。
2011年 (平成23年)		
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画のための東京都行動計画」改定【都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画都市宣言15周年記念事業開催
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正【国】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「杉並区男女共同参画行動計画」改定 (H25.3)
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択【国連】 	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立【国】 ・国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合（ニューヨーク）【国連】 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定【国】 	
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行【国】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「杉並区男女共同参画行動計画」改定 (H28.1) ・「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」策定 (H28.4)
2017年 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画都市宣言20周年記念事業開催
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「杉並区男女共同参画行動計画」改定 (H30.1)

杉並区男女共同参画行動計画（平成 30 年度～ 33 年度）

～わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ～

登録印刷物番号
29-0113

平成 30 年 3 月発行

編集・発行 杉並区区民生活部管理課

〒 166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

TEL (03) 3312-2111（大代表）

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

